

財政的援助団体等監査の結果に 基づく措置事項

平成 2 1 年 度

佐 賀 県 監 査 委 員

目 次

1 重要な指摘事項に係る措置事項	1
【出資団体関係】	
1-1-1 出資団体に対するもの	
財団法人佐賀県環境クリーン財団（循環型社会推進課）	1
【補助金等交付団体関係】	
1-2-1 補助金等交付団体に対するもの	
佐賀県プロサッカー振興協議会（政策監グループ）	1
佐賀県農林水産物等輸出促進協議会（流通課）	2
1-2-2 所管課に対するもの	
政策監グループ（佐賀陸上競技会）	3
政策監グループ（佐賀県プロサッカー振興協議会）	3
【公の施設の指定管理団体関係】	
1-3-1 公の施設の指定管理団体に対するもの	
佐賀県障害者スポーツ協会〔勤労身体障害者教養文化体育館〕	
（障害福祉課）	4
1-3-2 所管課に対するもの	
障害福祉課〔佐賀県障害者スポーツ協会	
（勤労身体障害者教養文化体育館）〕	4
2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項	5
2-1 各団体に対するもの	
【出資団体】	
財団法人佐賀県女性と生涯学習財団	
〔佐賀県立男女共同参画センター（旧佐賀県立女性センター）・佐賀県立生涯学習センター〕	
（男女参画・県民協働課、社会教育・文化財課）	5
財団法人佐賀県環境クリーン財団（循環型社会推進課）	6
財団法人佐賀県総合保健協会（健康増進課）	7
財団法人佐賀県地域産業支援センター	
〔佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター〕	
（新産業課、商工課、雇用労働課）	8

社団法人佐賀県畜産協会（畜産課）	10
社団法人佐賀県畜産公社（畜産課）	11
財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金（林業課）	11
財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター（河川砂防課）	12
財団法人嘉瀬川ダム対策基金（水資源対策課）	13
財団法人さが緑の基金（森林整備課）	14
佐賀ターミナルビル株式会社（空港・交通課）	16
佐賀県道路公社（道路課）	17
財団法人佐賀県国際交流協会（国際課）	19
財団法人佐賀県教育文化振興財団	
[佐賀県北山少年自然の家・佐賀県黒髪少年自然の家・佐賀県波戸岬少年自然の家]	
（社会教育・文化財課）	20
財団法人佐賀県体育協会	
[佐賀県総合運動場・佐賀県総合体育館・市村記念体育館]	
（体育保健課）	22
【補助金等交付団体】	
佐賀県陸上競技会（政策監グループ）	23
社会福祉法人清水福社会（長寿社会課）	24
社団法人佐賀市医師会（医務課）	25
唐津商工会議所（商工課）	25
佐賀市南商工会（旧川副町商工会）（商工課）	26
江北町商工会（商工課）	26
社団法人佐賀県観光連盟（観光課）	27
唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会（生産者支援課）	28
まつら森林組合（林業課）	29
佐賀市土地改良区（農地整備課）	29
佐賀の木・家・まちづくり協議会（建築住宅課）	31
佐賀県ヨット連盟 [佐賀県ヨットハーバー]	
（体育保健課）	31
佐賀県プロサッカー振興協議会（政策監グループ）	33
佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議	
（地球温暖化対策課）	34

“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会（流通課）	35
佐賀県農林水産物等輸出促進協議会（流通課）	37
さが“食と農”絆づくりプロジェクト会議（生産者支援課）	38
有明佐賀空港活性化推進協議会（空港・交通課）	39
社団法人佐賀県トラック協会（商工課）	39

【公の施設の指定管理団体】

佐賀県障害者スポーツ協会〔勤労身体障害者教養文化体育館〕	
（障害福祉課）	40
特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク	
〔佐賀県難病相談・支援センター〕（健康増進課）	40

2-2 各所管課に対するもの

【出資団体関係】

男女参画・県民協働課（財団法人佐賀県女性と生涯学習財団	
〔佐賀県立男女共同参画センター（旧佐賀県立女性センター）・佐賀県立生涯学習センター〕	42
循環型社会推進課（財団法人佐賀県環境クリーン財団）	45
健康増進課（財団法人佐賀県総合保健協会）	45
新産業課（財団法人佐賀県地域産業支援センター	
〔佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトン光研究センター〕	45
雇用労働課（財団法人佐賀県高齢・障害者雇用支援協会）	46
林業課（財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金）	46
土地対策課（佐賀県土地開発公社）	47
水資源対策課（財団法人嘉瀬川ダム対策基金）	47
森林整備課（財団法人さが緑の基金）	48
道路課（佐賀県道路公社）	49
社会教育・文化財課（財団法人佐賀県教育文化振興財団	
〔佐賀県北山少年自然の家・佐賀県黒髪少年自然の家・佐賀県波戸岬少年自然の家〕	49
体育保健課（財団法人佐賀県体育協会	
〔佐賀県総合運動場・佐賀県総合体育館・市村記念体育館〕	52

【補助金等交付団体関係】

政策監グループ（佐賀陸上競技協会ほか2団体）	54
こども未来課（学校法人高岸幼稚園ほか73団体）	54
地球温暖化対策課	

（佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議）・・・・・・・・・・	55
有明海再生・自然環境課（虹の松原保護対策協議会）・・・・・・・・	55
長寿社会課（社会福祉法正和福社会ほか2団体）・・・・・・・・・・	57
長寿社会課（社会福祉法人清水福社会ほか22団体）・・・・・・・・	57
医務課（社団法人佐賀市医師会ほか6団体）・・・・・・・・・・	58
雇用労働課（社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会）・・	59
流通課（“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会）・・・・・・・・	59
流通課（佐賀県農林水産物等輸出促進協議会）・・・・・・・・・・	60
商工課（唐津商工会議所ほか31団体）・・・・・・・・・・	61
商工課（社団法人佐賀県トラック協会ほか2団体）・・・・・・・・	61
観光課（社団法人佐賀県観光連盟）・・・・・・・・・・	61
生産者支援課	
（唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会ほか8団体）・・・・・・・・	62
生産者支援課（佐賀県農業信用基金協会）・・・・・・・・・・	63
林業課（まつら森林組合ほか23団体）・・・・・・・・・・	64
農地整備課（佐賀市土地改良区ほか4団体）・・・・・・・・・・	66
農地整備課（佐賀市土地改良区ほか1団体）・・・・・・・・・・	67
建築住宅課（佐賀の木・家・まちづくり協議会）・・・・・・・・	68
空港・交通課（有明佐賀空港活性化推進協議会）・・・・・・・・	69
【公の施設の指定管理団体関係】	
障害福祉課〔佐賀県障害者スポーツ協会	
（勤労身体障害者教養文化体育館）〕・・・・・・・・・・	69
健康増進課〔特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク	
（佐賀県難病相談・支援センター）〕・・・・・・・・・・	69
体育保健課〔佐賀県ヨット連盟（佐賀県ヨットハーバー）〕・・	70

1 重要な指摘事項に係る措置事項

1-1 出資団体関係

1-1-1 出資団体に対するもの

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県環境クリーン財団
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 2 9 日
(監査の結果) (1) 佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備資金貸付金の会計処理で適正でないものがあった。 平成 20 年 4 月 1 日に貸付決定を受け、同月 23 日に受け入れた長期貸付金については全額平成 20 年度に計上すべきところ、施設整備特別会計の平成 19 年度決算に収支不足が生じることを回避するため、貸し付けられた資金の一部を、同会計の平成 19 年度の長期借入金収入として計上し、未収金として処理していた。 平成 19 年度決算の資金不足を解消する必要があるのであれば、当該年度内での資金調達等により解消を図るべきであった。 ・貸付申請日 平成 20 年 4 月 1 日 ・貸付決定日 平成 20 年 4 月 1 日 ・請求書提出日 平成 20 年 4 月 9 日 ・貸付金受入日 平成 20 年 4 月 23 日 ・借入額 553,826,000 円 うち平成 19 年度分として計上 349,017,876 円 うち平成 20 年度分として計上 204,808,124 円	(措置の内容) 【所管課 循環型社会推進課】 ○ 指摘後、貸付金はないが、今後は、このようなことがないよう適切な資金調達を行い、適正な会計処理に努める。

1-2 補助金等交付団体関係

1-2-1 補助金等交付団体に対するもの

監 査 対 象 機 関	佐賀県プロサッカー振興協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日
(監査の結果) (1) 負担金の請求時期で適正でないものがあった。 総会で事業計画及び予算審議が決定しない前に、県に負担金の請求を	(措置の内容) 【所管課 政策監グループ】 ○ 平成 22 年度執行分から下記のとおり対応した。 ①平成 22 年 3 月 28 日 協議会総会開催

<p>行っていた。しかも、当協議会事務局職員は、県職員が兼務している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金請求額 7,000,000円 ・負担金受入日 平成20年4月15日 ・総会開催日 平成20年7月12日 	<p>平成22年度事業計画及び予算を議決</p> <p>②平成22年4月12日 負担金請求</p> <p>③平成22年4月23日 負担金受入</p>
---	--

監 査 対 象 機 関	佐賀県農林水産物等輸出促進協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成21年10月30日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 協議会の機関決定がないままに事業が執行されているものがあつた。</p> <p>中東関係の事業については、県は平成20年6月議会で事業実施の承認がなされているが、協議会では中東、アメリカ関連の事業計画の変更及び補正予算の承認を得ないままに事業を実施し、事業計画の変更等の手続きは平成21年2月2日の協議会で事後承認がなされていた。</p> <p>(補正予算の承認がないままに負担金の請求)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の負担金額 18,373千円 (納入年月日 平成20年8月26日) ・JAの負担金額 3,500千円 (納入年月日 平成21年1月20日) <p>(事業計画の変更承認がないままに事業実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中東事業の実施時期 平成20年7月～ ・アメリカ向け輸出事業 平成20年7月～ <p>(2) 予算の執行で適正でないものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 流通課】</p> <p>○ 協議会の重要事項について、県だけで決定できる体制になっていたこと、また、内部監査体制も十分ではなかったことから、協議会体制の刷新を行い、事業の適正化を図つた。</p> <p>① 輸出促進協議会の体制の刷新</p> <p>平成21年10月、輸出促進協議会の委員会を開催し、次のとおり、体制を刷新した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新会長 (JA さが会長理事) ・新委員 (6市部長、各JA組合長等、県農林水産商工本部長) ・事務局長 (県農林水産商工本部副本部長) <p>② 協議会の内部監査を強化</p> <p>i) 監査回数の増加</p> <p>平成21年11月から中間監査を開始し、監査回数を年2回とした。平成22年5月に開催の協議会の委員会において、年2回と明記する規約改正を行った。</p> <p>ii) 監査体制の強化</p> <p>平成21年10月、開催の協議会の委員会において、本部企画・経営グループ副課長1名を監査員に指名し、中間監査を実施した。</p> <p>○ (1) の措置内容と同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度予算執行

中東事業の実施で、協議会の事後承認（事業計画）を平成21年2月に受けていたにもかかわらず、計画通りの事業実施がなされず、予算流用の手続きもしないままに事業が執行されているものがあった。

平成21年6月に当初予算が承認された後、事業を開始し、平成22年2月に事業計画の変更及び補正予算の承認がなされた。

平成21年度を通じて、事業計画の変更や補正予算の承認を受けた上で、計画どおりに事業執行した。

・平成22年度予算執行

平成22年3月に当初予算が承認され、適正に会計処理を行い、事業を執行している。

(3) 中東事業の実施に関して協議会の機関決定がないままに、国の補助メニューにもない財産が購入されているものがあった。

○ (1) の措置内容と同じ

平成21年度以降、協議会は、財産の購入をおこなっていない。

購入財産名 間仕切りパネル一式
 購入金額 22,257,500円
 購入年月日 平成20年10月8日
 購入財産名 エアスタナー一式
 購入金額 2,079,000円
 購入年月日 平成20年10月9日

1-2-2 所管課に対するもの

監 査 対 象 機 関	佐賀陸上競技協会
所 管 課	政 策 監 グ ル ー プ
(監査の結果) (1) 補助事業の実施にあたって適正でないものがあった。 佐賀陸上競技協会に対する13,463,000円の補助であるが、 ・当補助金が佐賀陸上競技協会の決算書に計上されていなかった。 ・当協会の事務局長等の決裁を確認できなかった。	(措置の内容) ○ 今回の結果を受けて、協会内部の決裁手続きや予算、決算、事業計画、事業実績等、総会での議決事項について指導を行った。

監 査 対 象 機 関	佐賀県プロサッカー振興協議会
所 管 課	政 策 監 グ ル ー プ

<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 負担金の支出時期で適正でないものがあつた。</p> <p>協議会職員を兼務している所管課は、協議会総会の審議（機関決定）がなされず、負担金支出の根拠がないことを知りながら、負担金請求書を受理し、負担金を支出していた。</p> <p>負担金支出額 7,000,000 円 負担金支出日 平成 20 年 4 月 15 日 総会開催日 平成 20 年 7 月 12 日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 22 年度執行分から下記のとおり対応した。</p> <p>①平成 22 年 3 月 28 日 協議会総会開催 平成 22 年度事業計画及び予算を議決 ②平成 22 年 4 月 12 日 負担金請求書受理 ③平成 22 年 4 月 23 日 負担金支払</p>
---	---

1-3 公の施設の指定管理団体関係

1-3-1 公の施設の指定管理団体に対するもの

監 査 対 象 機 関	佐賀県障害者スポーツ協会 (勤労身体障害者教養文化体育館)
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 1 年 8 月 3 1 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 体育館の運営に関する業務（開館時間）で適正でないものがあつた。</p> <p>指定管理者は、管理運営仕様書に基づき年度当初に事業計画書を提出することとなっている。</p> <p>その中で、勤務体制として、体育館の開館時間（勤務体制）を 2 交代制で午前 8 時 30 分から午後 9 時までと計画されていたが、日曜日の開館時間が午前 8 時 30 分から午後 5 時までとなっており、計画どおりの開館時間が守られていなかった。</p> <p>※総合福祉センター管理規則第 18 条 体育館の開館時間は、1 日につき午前 9 時から午後 9 時までを含む 12 時間以上とする。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 障害福祉課】</p> <p>○ 指摘を受けた後、勤務体制を見直し、計画どおりの時間で開館している。</p>

1-3-2 所管課に対するもの

監 査 対 象 機 関	佐賀県障害者スポーツ協会 (勤労身体障害者教養文化体育館)
所 管 課	障 害 福 祉 課

<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 実績報告の確認で不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書の提出に際して、報告内容の確認及び指導を要するものについて改善勧告がなされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館の開館時間で、日曜日の開館時間が計画どおりとなつていなかった。 ・ 自主事業の開催で、未実施のものがあつた。(スポーツ大会、教養文化教室) ・ 利用者の意見収集方法として、アンケートや意見箱を設置して自己評価を実施することとされていたが、実施されていなかった。 	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告書の提出に際して、報告内容の確認及び指導を要するものについては、改善勧告を行った。今後は、十分な確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務体制の見直しを指示した。現在は計画どおり対応している。 ・ 自主事業で実施見込みが低いものは、県の承認を受けて、計画を変更するよう指示した。今後、適宜実施状況を確認していく。 ・ 自己評価の実施を指示した。その後、自己評価が実施され、評価結果が障害福祉課へ提出された。
--	---

2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

2-1 各団体に対するもの (出資団体)

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 (佐賀県立男女共同参画センター(旧佐賀県立女性センター)・佐賀県立生涯学習センター)
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 2 9 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 協定書等に基づく県との協議がなされていないものがあつた。</p> <p>指定管理業務に係る協定書・仕様書において、県と指定管理者との間で協議が必要な事項が定められているが、協議がなされていないものがあつた。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再委託で実施されている警備、清掃、幼児室の一時保育 ・ 食育教室に対するNPO法人からの協賛金 92,413 円の活用 	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 男女参画・県民協働課、社会教育・文化財課】</p> <p>○ 監査後は、県との協議が必要な事項については必ず協議を行うことを再確認し、再委託で実施している警備、清掃、幼児室の一時保育等については、平成 22 年度は書面で事前協議した。</p>

<p>(2) 事業計画・事業報告の内容で適正でないものがあった。</p> <p>指定管理業務に係る事業計画、事業報告に指定管理業務以外の財団運営に係る業務内容が含まれていた。指定管理業務と他の業務は明確に区分されたい。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新会計ソフト保守サービス ・新公益法人会計諸指導料 	<p>○ 監査後は、指定管理業務と他の業務は明確に区分することとし、新会計ソフト保守サービス及び新公益法人会計諸指導料に係る費用は平成 21 年度から自主事業として計上した。</p>
---	---

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県環境クリーン財団
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 2 9 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 資金運用で検討を要するものがあった。</p> <p>固定資産として計上されている環境保全基金預金で約 1.7 億円、環境整備基金預金で約 1,800 万円、維持管理基金積立預金で 3,000 万円もの資金が、普通預金で管理されていた。</p> <p>資産をもっと有効に活用するよう検討されたい。</p> <p>(2) 理事会のあり方で改善を要するものがあった。</p> <p>議案が事前に理事に対し配布されていないにもかかわらず、委任状が</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 循環型社会推進課】</p> <p>○ 環境保全基金預金及び環境整備基金預金は、地域振興の一環として造成された資金で、地元が実施する事業に助成するためのものであり、財団の純粋な資産ではない。</p> <p>資金管理については、ペイオフ対策を含め安全性を最優先と考え、決済性預金で管理しているところである。(両基金とも 1 千万円ずつ定期預金で運用している。)運用益は事務費等に充当しているところである。</p> <p>いずれにしても、環境保全基金と環境整備基金については、有効活用の視点、安全性の視点に留意して、地元と協議しながら進めていきたいと考えている。</p> <p>なお、維持管理基金については、既に平成 21 年 6 月 26 日から大口定期預金による運用を行っている。</p> <p>○ 理事会開催については、寄附行為第 25 条の規定に基づき、開催日の 7 日前までに審議事項を記載した書面をもって通知している。委任状の提出に際し</p>

提出されており、事実上の白紙委任状態となっているものがあつた。さらに、委任先及び委任の日付が空欄のまま提出されていたものがあつた。

また、財団の寄附行為では、理事会の議長は理事長があたり、副理事長は理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行し、専務理事は理事長及び副理事長を補佐し理事長及び副理事長に事故あるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を代行すると規定されているが、理事会に理事長が不在の際に、副理事長が出席しているにもかかわらず、専務理事が議長を務めていた。

(3) 長期借入に係る知事への届出をしていないものがあつた。

寄付行為第13条に「この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、借入後、佐賀県知事へ届け出なければならない。」とあるが、規定に定める届出を行っていないあつた。

ては、問い合わせがあれば審議事項の内容を説明したうえで提出を受けている。

また、委任状の委任先が空欄になっていたことについて、指摘後は委任状の提出時に記載内容の漏れや不備がないか確認を徹底し、適正な事務処理に努めているところである。

なお、理事長が不在の場合の職務の代行については、寄附行為の規定に違反することがないように、十分注意しながら理事会の運営を行っている。

○ 指摘のとおり知事への届出をしていなかったが、今後は、このようなことがないように適正な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県総合保健協会
監 査 執 行 年 月 日	平成21年10月6日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>(1) 理事会のあり方で改善を要するものがあつた。</p> <p>議案が事前に役員に対し配付されていないにもかかわらず、委任状が提出されており、事実上の白紙委任状態となっているものがあつた。理事会のあり方について検討されたい。</p>	<p>【所管課 健康増進課】</p> <p>○ 平成22年5月20日に委任状による代理出席は不可能とする内容を含んだ定款変更を行った。</p> <p>今後の理事会の運営については、新定款に基づき適正になされるよう必要な助言を行っていく。</p>

<p>(2) 契約事務で適正でないものがあった。 協会が随意契約を締結したもので、会計規程第 48 条に基づく随意契約の事由を明らかにした調書が作成されていないものがあった。 例：警備業務委託契約 143,640 円</p>	<p>○ 今後、同様の事例が生じないよう、会計規程に基づき適正に処理するよう指導を行った。</p>
--	---

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>財団法人佐賀県地域産業支援センター (佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトン光研究センター)</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 21 年 8 月 25 日、10 月 20 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 個人情報の取扱について一部改善すべきものがあった。 財団の個人情報保護方針では、個人情報を預かる際にはその目的を知らせることとされているが、賛助会員の「入会申込書」には、個人情報の取扱についての記述が記載されていなかった。個人情報を預かる際の取扱については、昨年度も他の様式に関して財団に同様の指摘をしているところであり、他の事例も確認のうえ個人情報保護方針に沿って是正されたい。</p> <p>(2) 資金運用で改善を要するものがあった。 一般会計では、年間のほとんどの期間で 4,000 万円以上もの資金が普通預金で管理されていた。 また、シンクロトン特別会計では、年間を通してほぼ 5,000 万円以上もの資金が普通預金で管理され、1 億円を超える期間もあった。 資産が有効に活用されているとは言いがたい状況なので、資産の有効活用について検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 新産業課、商工課、雇用労働課】</p> <p>○ 賛助会員入会申込書及び他の事例(利用料金減免申込書、利用料金還付申込書)の個人情報を預かるものについては、他の目的には使用しない旨の記述を追加した。</p> <p>○ 一般会計の資金については、県や国からの補助金や委託金等は、事業毎に中小会計の口座に入金され、当該通帳の金額は、合計金額が記載されている。それぞれの事業計画に基づき管理、執行されており、また、処理される時期も違っている。 また、昨年 11 月の包括外部監査の指摘により、県からの派遣職員の人件費(勤勉手当、時間外手当、通勤手当等)を、今年 2 月分から財団が負担することになったことから、人件費の財源確保を要する状況にもなっている。</p>

シンクロトロン光研究センターの管理運営業務の管理委託料については、事業の性格から現在決済性普通預金での資金管理を行っている。また、委託料は、協定に基づき四半期ごとに各期の支出予定額を受け入れている。

今後、資金運用については、事業費の支出状況等を確認しながら、公認会計士などと相談するなどして資産の有効活用方策を検討し、効果的な資金管理に努めていきたい。

(3) 中小企業勤労者福祉サービス事業において会員の増加及び事業の利用増加について検討を要するものがあった。

中小企業勤労者福祉サービス事業については、事業開始後10年を経過しているが、当初の目標に対して事業所数については25%、会員数に至っては13%程度しか達成されていない状況である。

また別途特別会計で管理されているが、事業の繰越金が毎年度増加している。これは、福祉事業支出(会員の利用)の伸び悩み等が原因と思われる。会員への事業の周知をはかり利用者の増及び会員の目標達成に向けて検討をすること。

(当初目標)

事業所数 1,000 事業所

会員数 2,000 人

(平成20年度末)

事業所数 248 事業所

会員数 2,605 人

(事業繰越金額)

平成18年度末 24,966,875 円

平成19年度末 28,305,613 円

平成20年度末 30,606,243 円

【佐賀県地域産業支援センター関係】

(4) 管理運営業務で実績があがってい

○ 事業所数・会員数は、平成9年度のセンター発足時の目標を下回っているが、これまでの県内事業所等への周知により微増であるが、年々増加傾向にある。

広報については、昨年度は「さが労働」(県雇用労働課)、「労政だより」(佐賀市)に、今年度においても、「県民だより」(県危機管理・広報課)、「さが労働者福祉」(佐賀県労働者福祉協議会)、「月刊ぷらざ」の広報紙に、当該事業の内容を掲載し、広く周知に努めている。

また、会員からの要望が強かった指定飲食店での食事代金への助成を、今年度から新たにスタートさせている。

更に今年度は、県から中小企業勤労者福祉向上推進業務を受託し、加入推進員を3名雇用し、県内事業所を訪問して新規会員獲得に取り組んでいる。

今後とも、利用者の増及び会員の目標達成に向けて、会員の要望や提案を参考に、事業メニューの拡充を図り、さらに、利用者の利便性の向上を検討することとしたい。

○ 施設利用に関し、ポスター・チラシ

ないものがあった。

仕様書には研修室及び研究開発室の貸出について「利用者の利便性の向上と施設の有効活用を通じて、企業の技術の高度化、経営の効率化等企業の事業活動に対する支援を行う」と記載されているが、

- ① 第1研修室は年間148回、第2研修室は12回しか使用されていなかった。
- ② 研究開発室は6部屋のうち2部屋が平成20年10月21日以降空室となっていた。

仕様書に基づく業務を十分に履行しているとは認めがたいので、施設の有効利用に向けてさらに努力されたい。

の作成・配布、事業説明会やホームページでの案内を行うなど、広く一般に対する周知を実施することとしている。

なお、平成21年度末の利用実績は、第1研修室141件、第2研修室53件、研究開発室1件であった。今後、県とも協議の上、一層の利用促進に努めていきたい。

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県畜産協会
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 1 年 9 月 3 日
(監査の結果)	(措置の内容)
(1) 文書の保存で適正でないものがあった。 文書規程第13条で「規程類」は永久保存文書に分類されているが、平成13年度から平成16年度までに改正された規程が保存されていなかった。	【所管課 畜産課】 ○ 規程類の改正経過を時系列に整理した綴りを保存資料として作成した。
(2) 手当の認定事務で適正でないものがあった。 給与規程第12条では、扶養手当支給申請書に、扶養手当対象者の所得の合計が所得税法で定める額を超えていないことを証明する書類（所得証明書）を添付すると定められているが、添付がなされていなかった。	○ 該当者の証拠書類として、適切に所得証明書を徴収するよう事務処理を改善した。
(3) 業務運営細則で改正の検討を要するものがあった。	○ 平成20年度は飼料価格高騰等により事業内容の見直しが緊急的に追加対策

肉豚価格安定対策事業において、生産者積立金の納付期限が肉豚価格安定対策事業業務運営細則と相違していた。

実態を踏まえて当業務運営細則の改正を検討されたい。

	細則上の期限	実際の期限
第1四半期	4月末日	4月30日
第2四半期	6月15日	11月21日
第3四半期	9月15日	12月12日
第4四半期	12月15日	1月16日

として行われた関係で細則の変更なしに運用として期限を定めて実施した。

平成22年度から新たな業務対象年間に入り、事業内容も見直されるため、業務規程等、全般的に見直し改正を行う。

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県畜産公社
監 査 執 行 年 月 日	平成21年10月8日
(監査の結果) (1) 総会及び理事会の議事録署名について定款に即した取扱が行われていないものがあった。 総会及び理事会における議事録署名に当たっては、議長及び2人以上の署名が必要と定款に規定されているが、出席者が2名のため議長及び専務理事の署名となっていた。 定款に即した出席が得られるよう会議のあり方を改められたい。	(措置の内容) 【所管課 畜産課】 ○ 会議開催については、各団体の出席状況の一層の把握のもと、定款に即した議長以外に議事録署名者2名以上の出席が得られる日時及び開催場所の設定を行い、定款遵守に努める。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金
監 査 執 行 年 月 日	平成21年10月8日
(監査の結果) (1) 組織のあり方で改善を要するものがあった。 理事会開催に当たって、議案が事前に役員に対し配布されていないにもかかわらず、委任状が提出されており、さらに、委任状の委任先も空欄になっているものがあった。事実上の白紙委任状態で理事会が形骸化しており、経営者不在の財団法人と	(措置の内容) 【所管課 林業課】 ○ 委任された委員を含め、出席者全員に事前に議案を配布し、理事会で審議を行った。 また、委任状の委任先について記入漏れはなかった。 事務局体制については、事務局長と補助員の2名を平成22年度から新たに雇用し、県職員が事務局員を兼務する

言える。

また、事務局は県職員で担っており、組織のあり方について検討されたい。

(2) 会計処理で適正でないものがあった。

総勘定元帳の「普通預金」の残高と普通預金通帳の残高とが食い違っていた。

4月以降に支払った3月分の給料、社会保険料等については、期末（平成21年3月末）時点で会計上「未払金」として処理すべきだったにもかかわらず、「未払金」処理を行わずに3月中に「普通預金」の勘定科目から差し引いており、誤った会計処理がなされていた。

なお、決算書の「普通預金」については、総勘定元帳を基に確定すべきところを普通預金通帳の残高から記載されており、結果的に決算書の金額は通帳の残高と一致していた。

ことがないよう改善した。

○ 3月分の給料や社会保険料等、4月以降に支払うものは「未払金」として処理を行い、総勘定元帳と普通貯金通帳の内容について、整合性のとれた会計処理を行うよう改善した。

また、決算書の「普通貯金」については、総勘定元帳を基に確定するよう改善した。

監 査 対 象 機 関	財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター
監 査 執 行 年 月 日	平成21年10月15日
(監査の結果)	(措置の内容)
(1) 収入未済の解消に努められたい。 食堂営業事業者に対する賃料の6ヶ月分が未収となっていた。回収に努められたい。 ・過年度分 平成19年2月～7月分の賃料（食堂） ・金額 630,000円	【所管課 河川砂防課】 ○ 未収金の回収については、鋭意、努力しているところですが、未収の原因が経営不振に伴う滞納であり、債権者は自宅を売却し行方不明の状況にある。 現在、本人を捜すなどし、未収金の回収に努めているところである。
(2) 契約事務で適正でないものがあった。 清掃業務委託の契約行為において見積合せによる随意契約が行わ	○ 清掃業務委託の契約行為については、見積合せによる随意契約で契約することとし、実施したところであるが、証拠書類に他業者の見積書を添付をして

<p>れず、単一業者との随意契約となっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額 655,200 円 ・ 委託先 ○○商事 	<p>いなかった。</p> <p>証拠書類が別々に編纂されていて気付かなかったことに起因しているため、今後は証拠書類を同じ書類に編纂する等適正に保管するよう努める。</p>
--	--

監 査 対 象 機 関	財団法人嘉瀬川ダム対策基金
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 8 月 2 0 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 事務局運営費(管理費)の支出で適正でないものがあった。</p> <p>管理費支出の財源は、基本財産の運用益で充当することとなっているが、事務局が水資源対策課内にあり、事務局職員も県職員が兼務していることから、管理経費(旅費、消耗品等)の支出がほとんどなされていない。</p> <p>基金事業に係る管理経費の執行については、適正な支出に努められたい。</p> <p>(2) 負担金交付申請の提出日が適正でなかった。</p> <p>負担金交付要綱に定められた提出期限を過ぎて、県へ交付申請書が提出されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書提出日 平成 20 年 6 月 27 日 <p>※負担金交付要綱第 3 条第 3 項 負担金の交付申請書の提出期限は、毎年度 5 月 31 日とし、その提出部数は 1 部とする。</p> <p>(3) 負担金交付事業において対象事業の変更事務処理で適正でないものがあった。</p> <p>負担金交付対象事業において当初申請時から事業主体の変更及び対象経費の額(負担金総額の変更はなし)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 水資源対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務執行区分を明確にし、基金の事務処理に必要な経費の支出に努める。 ○ 今後このようなことがないよう補助金交付要綱等を遵守し、適正な事務処理に努める。 ○ 負担金の額に変更がなかったため、変更承認申請は必要ないとの誤解があった。 今後このようなことがないよう補助金交付要綱等を遵守し、適正な事務処理に努める。

の変更があっているにもかかわらず、財団から県へ変更承認申請が提出されず、知事の承認も受けていなかった。(財団と県の事務担当者は同一)

(4) 負担金の交付決定の時期で適正でないものがあった。

財団から佐賀市へ交付する負担金交付事務において、県からの負担金交付決定通知を待たずに佐賀市への負担金交付決定通知がなされていた。

- ・財団から佐賀市への交付決定通知日
平成 20 年 6 月 27 日
- ・県から財団への交付決定通知日
平成 20 年 7 月 16 日

○ 今後このようなことがないように、県からの交付決定通知を待って佐賀市への負担金交付決定通知を行う。

監 査 対 象 機 関	財団法人さが緑の基金
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 8 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 役員及び運営協議会委員の選任に当たって改善を要するものがあった。</p> <p>団体にとって重要な役割を担う役員及び運営協議会委員の選任行為を寄附行為第 29 条第 3 項の「軽微なもの」と解釈し書面決議で選任されていた。</p> <p>役員と運営協議会委員の職務を再認識され、今後の選任のあり方を改善されたい。</p> <p>(2) 理事会及び運営協議会のあり方で改善を要するものがあった。</p> <p>議案が事前に役員、運営協議会委員に対し配布されていないにもかかわらず、委任状が提出されており、事実上の白紙委任状態となっているものがあった。さらに、理事会の委</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 森林整備課】</p> <p>○ 役員及び運営協議会委員の選任に当たっては、原則として定時、臨時の役員会、及び運営協議会で選任を行う。止むを得ない場合は、あらかじめ、各理事に説明し同意を得た上で、持ち回りにより行う。</p> <p>○ 議案については、平成 22 年度より、あらかじめ、役員、運営協議会委員に郵送を行う。また、委任状については、日付、署名捺印をして郵送してもらう。</p>

任状の日付を空欄にして提出するよう依頼したり、理事会の委任状に押印を求めながら押印が無く、鉛筆で署名されているものもあった。

理事会及び運営協議会のあり方について改善されたい。

(3) 財団が行っている助成事業の実施検査後の対応について問題があるものがあった。

財団で緑の募金による助成事業の検査を実施し、適正でないと指摘を行いながら、

- ・認められていない用途に支出されていたにもかかわらず返納させていなかった。
- ・助成基準額を超えて支出されていたにもかかわらず返納させていなかった。
- ・助成額よりも支出額が少ないにもかかわらず返納させていなかった。
- ・その他、会計処理の不備を指摘しながら、是正されたかどうかを確認されていないものがあった。

(4) 財団が行っている助成事業に係る実績報告書の内容に誤りがあるものがあった。

- ・提案公募型緑づくり活動支援事業の助成金額欄に総事業費が記載されているものがあった。
- ・緑の少年団への活動交付金の総事業費に計算を誤って記載されているものがあった。

(5) 財団が行っている助成事業の実績報告書で対象経費であるかどうか確認がなされていないものがあった。

財団が行っている緑の募金特別会計助成事業に係る実績報告で、さが

○ 実地検査は、指導検査として行ってきたが、今後は不適切なものについては、返納させる。また、検査結果の処理状況報告の提出を義務づけ、是正の結果を確認する。

○ 実績報告のチェックが不十分であったので平成 21 年度実績報告については、十分確認する。

○ 実績報告書の様式について、平成 22 年度より全面改正を行い、事業対象経費の項目についても明確にした。

緑の基金助成事業実施規程に定める対象経費の執行だったかどうか不明なものがあったが、財団では確認しないまま受理していた。

(6) 財団が行っている助成事業の交付条件について整理が必要なものがあった。

基金助成事業実施規程第6条第2項で「理事長は、助成金の交付の決定には、助成の目的を達成するために必要な条件を付することができる。」と規定されている。この規定に基づき、一般会計と緑の募金特別会計の各々で実施されている助成事業において条件が付されていたが、その条件が会計間で異なっているものがあった。交付決定の際に付す交付条件について整理されたい。

例：緑の募金特別会計の助成事業では「目的外使用の禁止」の条件が付されていなかった。

(7) さが緑の基金助成事業実施規程で改正が必要なものがあった。

緑の募金特別会計の助成事業において、事業費等の変更があった場合に變更承認申請を提出させているが、助成事業実施規程には提出させる根拠規定がないことから、規程を改正されたい。

○ 平成22年度から様式の全面改正を行い、助成事業の交付条件についても明記した。

○ さが緑の基金助成事業実施規程の中に変更承認申請の根拠規定が不備だったので、平成21年9月に變更承認申請について改正を行った。

監 査 対 象 機 関	佐賀ターミナルビル株式会社
監 査 執 行 年 月 日	平成21年10月23日
(監査の結果)	(措置の内容)
(1) 経理規程で検討すべきものがあった。 経理規程第51条以降で内部監査の規定を設けてあるが、実際にはこの規定に基づく監査は行われていなか	【所管課 空港・交通課】 ○ 経理規程第51条以降で内部監査の規程は、コンプライアンス上も会計士監査、監査役監査のほか社内の経理業務監査を実施することが望ましいので、

った。

この規定は、標準的な株式会社の規定をそのまま盛り込んでいるとのことであったので、監査役の業務との関係など会社の実態を踏まえ、この規定の取扱いについて検討されたい。

- (2) 設備整備資金貸付事業における工事契約事務において不適切なものがあつた。

上記契約に際し、三業者による見積り合わせが行われていたが、見積り依頼をした業者から提出された見積書に日付が記入されていないものがあつたため見積書の提出期限までに提出されているか確認できなかつた。

また、見積り決定について社内稟議がなされていなかった。

工事名 貨物エリア場周柵設置事業
契約額 7,140,000 円

- (3) 設備整備資金貸付事務において実績報告が遅れているものがあつた。

設備整備資金貸付要綱に基づく実績報告書の提出が遅れていた。

報告書提出日

平成 21 年 6 月 10 日

※要綱第 9 条第 1 項

事業年度終了後に提出すること

経理規程の改定等を考え、公認会計士とも相談し当社の実態を踏まえ社内監査も実施する。

- 業者の見積決定において日付が記入されていなかった件は当方の確認不足であり今後業者に対しても注意を促し、当方においても日付の確認を行う。

見積り合わせによる業者決定の社内決裁は、手順を踏み稟議をとるようにする。

- 実績報告は事業年度終了決算報告書添付という規則であり、決算書監査終了後ということで 5 月下旬に報告するよう改善する。

監 査 対 象 機 関	佐賀県道路公社
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 1 3 日
(監査の結果)	(措置の内容)
(1) 理事長の住所変更登記が遅延していた。 理事長の住所変更にあたって、異動日(平成 19 年 6 月 14 日以前)から 2 週間以内に登記すべきところを平成 21 年 4 月 13 日に住所変更の登	【所管課 道路課】 ○ 理事長の住所変更登記は、土地開発公社が平成 21 年 4 月 1 日付けの重任登記(道路公社は、任期 4 年であるが、土地開発公社は、任期 2 年である。)を行う際、本人記載の就任承諾書の住所が

記がなされていた。

- (2) 専務理事の位置づけが明確でなかった。

定款には、理事長、副理事長及び理事の規定しかないが、常勤の専務理事が配置されていた。

専務理事の位置づけを定款に定められたい。

- (3) 監事へ報酬を支払う規定の整備が必要なものがあった。

監事に対し報酬(年間一人あたり5万円)が支払われているが、「佐賀県道路公社の役員給与、旅費、費用弁償に関する規程」には常勤の役員に関する規定しかないので、必要な規定の整備を検討されたい。

- (4) 資金運用で改善を要するものがあつた。

平成20年5月8日から6月23日まで、ほぼ5,000万円を超える資金が普通預金で管理されていた。

平成21年2月27日から5月7日まで、常に5,000万円を超える資金が普通預金で管理されていた。

当初登記していた理事長個人宅の住所(平成19年6月20日作成の就任承諾書記載の住所)から「佐賀市中の小路5番18号」に変更されていたことに伴い、道路公社においても、同様に、事実を知り得た時点で理事長の住所変更登記を行ったものである。

今後は、住所地の変更があった場合には、実際の異動日から2週間以内に住所変更登記を行うよう努めてまいりたい。

- 県の総務法制課と協議を行った結果、「理事長及び副理事長の役職の権限については、一般の理事とは異なるため、その設置(不設置)について定款に盛り込む必要があるが、専務理事や常務理事については、勤務形態と名称の違いはあるものの、理事の設置規定を以って専務理事を置くことについても読み取ることができる。」との回答を得たところである。

なお、今後は、他県公社の状況を注視してまいりたい。

- これまでは、監事(税理士)が所属されている税理士会と協議した額で報酬を支払っていたが、今回の御指摘を受け公社内において報酬額決定の決裁を受け整備を図ったところである。

- 歳計現金に余裕がある場合は、資金計画を策定のうえ、地場金融機関に対して大口定期預金(1億円以上、期間3~6ヶ月)により資金運用を行ってきたところである。

今回の御指摘により、資金需要・預金金利等を勘案したうえで5千万円を超える資金が1ヶ月以上滞留する見込

資産が有効に活用されているとは言い難い状況なので、資産の有効活用について検討されたい。

(5) 契約事務において適正でないものがあった。

50万円を超える契約で契約書が作成されていなかった。

業務名 三瀬トンネル管理事務所
空調設備（エアコン）工事

契約金額 598,500円

見積年月日 平成20年8月9日

佐賀県道路公社会計規程
(契約書の作成)

第77条 理事長は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、又はこれに代わる書類をもって処理することができる。

(6) 道路賠償責任保険の加入が遅れているものがあった。

佐賀県道路公社が管理する道路については、道路賠償責任保険を掛けているが、三瀬トンネル延伸分については、開通後3月以上経過してから保険に加入していた。

三瀬トンネル延伸分開通年月日
平成20年8月12日

保険加入年月日
平成20年11月14日

保険料 8,340円

みであれば、積極的に資金運用を図ることとしたところである。

○ 会社の会計規程に基づき契約事務を適切に遂行するとともに、事務処理に遺漏なきよう努めてまいりたい。

○ 今後は、事務処理に遺漏なきよう努めてまいりたい

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県国際交流協会
監 査 執 行 年 月 日	平成21年10月6日

<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 契約事務に関し適正でないものがあった。 業務委託の契約に際し、予定価格が作成されておらず、委託業者から見積書も徴されていなかった。 委託業務名 平成 20 年度日本語 会話教室開催事業 委託 委託 委託金額 623,000 円 委託先 ○○○○</p> <p>(2) 理事会の表決権の委任で、適正でないものがあった。 寄附行為第 30 条第 1 項で「やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。」と規定されているが、平成 20 年 6 月に開催された理事会の表決委任者 15 名のうち 12 名が、他の理事を特定せずに白紙の委任状を提出していた。</p> <p>(3) 財産の管理手続で適正でないものがあった。 寄附行為第 7 条の規定に基づき制定されている財団の資産管理規程では、第 3 条で現金預託処理伺（様式第 1 号）を、第 4 条で預託台帳（様式第 2 号）を使用・作成することが規定されているが、これらの様式は作成されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 国際課】</p> <p>○ 今後、協会の規程どおり実施する。</p> <p>○ 今後、理事会への出席依頼を行う際には、議案を添付し、委任状の様式には代理人欄を記入して提出してもらうようにする。</p> <p>○ 今後、規程どおりそれぞれの様式（現金預託処理伺及び預託台帳）を使用する。</p>
--	---

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>財団法人佐賀県教育文化振興財団 (佐賀県北山少年自然の家・佐賀県黒髪少年自然の家・佐賀県波戸岬少年自然の家)</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 2 1 年 1 0 月 2 2 日</p>
<p>(監査の結果)</p>	<p>(措置の内容)</p>

(1) 理事会のあり方で検討を要するものがあつた。

理事会開催に当たって、議案が事前に役員に対し配付されていないにもかかわらず、委任状が提出されており、事実上の白紙委任状態であつた。また、議事録を見る限り、重要課題である指定管理者に関する議論も確認できなかつた。理事会が形骸化しており、経営者不在の財団法人と言える。理事会のあり方について検討されたい。

(2) 役員へ報酬を支払う規定の整備が必要なものがあつた。

役員に対し理事会や監査の際に報酬(1回当たり4,300円)が支払われているが、寄附行為第21条に役員は無給と規定されているので、必要な規定の整備を検討されたい。

【北山少年自然の家関係】

(3) 管理運営業務の再委託で県の承認を得ていないものがあつた。

協定書第9条では、「乙は、管理運営業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得て、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この限りではない。」と規定されているが、財団から県への申請の手續がなされずに再委託されていたものがあつた。

- ・ 消防施設等保守点検業務委託
- ・ 委託額 107,100円

【所管課 社会教育・文化財課】

○ 議案の配付については、平成22年3月の理事会から、事前に役員に配付することとした。

理事が、少年自然の家現地の状況をチェックする機会を増やすなど、財団の経営について、理事会で実効的な議論ができるよう取組を進めている。

○ 監査後、寄附行為の規定に沿い、無給にした。

なお、新公益法人制度が施行され、今後寄附行為等も新制度に沿った内容に改正する必要があることから、今後の役員への報酬については、改正作業の中で、検討整備することとしている。

○ 平成21年度から協定書の内容を見直し、消防施設保守点検業務など、施設の管理運営上必要不可欠な業務については、「第三者への委託が可能な業務」として定め、報告を求めることとし、あらかじめ承諾を得る必要をなくした。

「第三者への委託が可能な業務」以外を第三者に委託する場合には、協定書の規定に基づき、県に文書により協議し、承諾を得ることとした。

平成20年度までの管理運営に関する協定書の該当箇所
(再委託の取扱い)

第9条 乙は管理運営業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得て、管理運営業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合はこの

<p>【波戸岬少年自然の家関係】</p> <p>(4) 収入及び支出の事務で不適切なものがあった。</p> <p>平成20年9月20日から21日にかけて開催された「子どもの心を育む、親子の集い」の収入額と支出額が当団体の収支に計上されていなかった。</p>	<p>限りではない。</p> <p>平成21年度からの管理運営に関する協定書の該当箇所 (再委託の承諾)</p> <p>第9条 乙は管理運営業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得て、管理運営業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合はこの限りではない。</p> <p>2 前項の規定により、管理運営業務のうち別記3「第三者への委託が可能な業務」以外に管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。</p> <p>○ 参加料の収入については、平成21年度から、すべての少年自然の家で財団の収入に計上することとし、適切な会計事務に改善した。</p>
--	--

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>財団法人佐賀県体育協会（佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館）</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成21年10月28日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 非常勤嘱託職員の勤務日数で適正でないものがあった。</p> <p>非常勤嘱託職員の勤務日数は16日/月(128時間/月)であるが、出勤簿では16日以上勤務しているものがあった。(1名が16日以上出勤の月が10ヶ月ある)又、その分については非常勤嘱託職員取扱基準第11条第</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 体育保健課】</p> <p>○ 平成21年10月分から取扱基準に基づく割り振りを行い改善した。</p>

1 項に規定する勤務時間の割り振りを行っていなかった。

(2) 選手強化費補助金（以下「財団補助金」という。）交付要綱の規定で検討を要するものがあつた。

当財団補助金は、県の（財）佐賀県体育協会運営事業費補助金（県補助金）の一部を原資にしたものである。

しかしながら、当財団が財団補助金交付要綱第 6 条に規定する補助事業者から実績報告書等を求める最終期限と県補助金交付要綱第 5 条第 2 項に規定する当財団が県に実績報告書等を提出する期限が同日（翌年度の 4 月 10 日）となっているため、補助事業者から提出された実績報告書等を十分に審査する時間が確保できない状況にあることから実績報告書の提出期限について検討されたい。

○ 当財団補助金交付要綱における補助事業者から財団への実績報告書等の提出期限を「4 月 10 日」から「3 月 31 日」までに改正済。（改正年月日：平成 21 年 11 月 2 日）

(補助金等交付団体)

監 査 対 象 機 関	佐賀陸上競技協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 8 月 2 4 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 用途の表示がない領収書があつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入物品が記載されていない領収書があつた。 ・何の送料か記載されていない領収書があつた。 ・「品代」と記載された領収書があつた。 <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さがんアスリートサポート様 1,522 円 但し (空欄) ○○○店 ・(空欄) 様 1 通 速達 350 円 ○○株式会社 ・さがんアスリートサポート事業小学生殿 品代として (全国小学生クロカン時) 	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 政策監グループ】</p> <p>○ 平成 21 年度支出分について、領収書を確認し、不適切箇所の補正を行った。</p> <p>なお、領収書に用途を明記しきれない場合は、支出伺に用途を記載し、事業経費であることを明確にすることとした。</p> <p>今後も引き続き、経費の用途の明示について注意し、再発防止に努めていく。</p>

14,400円 ○○株式会社

(2) 補助金対象経費に誤りがあり、補助金の返還を要するものがあった。

地区別練習会に参加する指導者に支払う旅費と地区別練習会の会場使用料の支払いに誤りがあった。

① 練習会参加者と旅費支給者とが一致しないもの及び旅費積算に使用した交通費相当額単価の誤り

過払い額 67,440円

② 会場使用料の二重支払い

過払い額 2,020円

合計 (①+②)

69,460円

(3) 業務委託契約書の内容で不備なものがあった。

協会がスーパーアドバイザーと業務委託契約している「指導者育成業務委託契約書」において契約書に委託業務内容が明記されていなかった。

○ 指摘のあった補助金対象経費の誤り分については、平成22年3月15日に県に納入した。

なお、平成21年度分からは、

i) 指導者旅費を支払う際の交通費相当額の単価の算定にあたっては、各地区の責任者が作成後、事業会計事務担当が再度確認を行うこと

ii) 補助金のすべての支出にあたり、複数の者がチェックできるように支出伺文書を作成の上、決裁(事業会計事務担当、事業実施担当、協会事務局会計および事務局長)

を実施し、再発防止に努めている。

○ 平成21年度分の契約書から、本文に委託業務内容を明記の上作成。

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人清水福祉会（軽費老人ホーム（ケアハウス）アミジア）
監 査 執 行 年 月 日	平成21年10月8日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 軽費老人ホーム（ケアハウス）利用者の対象収入認定のあり方について改善を要するものがあった。</p> <p>この補助金の交付に当たっては、利用者からの事務費徴収額が本人の前年の対象収入によって規定されているが、当施設では市県民税所得課税証明書や通帳等、提出される書類によって収入認定額に差異があると言われた。利用者の提出書類によっ</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 長寿社会課】</p> <p>○ 利用者の自主的な申告によって収入認定することになっている。所得証明書・税所得申告書・年金払通知書・通帳の写等、できる限りの資料を提出してもらい公平な収入認定ができるようにする。</p>

て差異がないよう改善されたい。

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀市医師会（佐賀市医師会立看護専門学校）
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 2 6 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 諸手当の支給で適正でないものがあった。</p> <p>諸手当において規程に即した額が支給されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当（数人分） 例：規程上 19,200 円 支給額 16,400 円 <ul style="list-style-type: none"> ・待機料（1名分 3月支給分） ※前回（平成15年）も同様の指摘あり 規程上 2,000 円 支給額 3,000 円 <p>(2) 支出事務において適正でないものがあった。</p> <p>機器を購入するにあたっては、経理規定で「会長の決裁を要する」とされているが、会長決裁がないものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 医務課】</p> <p>○ 通勤手当については、平成22年3月分給与で差額を支給した。</p> <p>待機料については、以下の理由から社団法人として意思決定したうえで支給したものであり、修正は行わなかった。</p> <p>(理由) 夜に会議がある場合、就業時間終了後から会議までの職員の待ち時間に対して待機料を支給しており、通常1時間の待ち時間に対して2,000円/回を支給しているが、当該指摘の待機料は待ち時間が3時間であったことから3,000円/回としていたものであった。</p> <p>今後は、規程に即した支給となるよう、規程の見直しも含めて対応を検討したい。</p> <p>○ 会長の決裁を要するものについては、改めて決裁を得た。今後は、経理規定に沿って適正に事務を行う。</p>

監 査 対 象 機 関	唐津商工会議所
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 1 3 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 住宅手当の支給について規定の整備が必要なものがあった。</p> <p>従前から勤務している補助金対象</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 商工課】</p> <p>○ 左記の件については、「住宅手当支給規程」を下記のとおり改定した。</p>

<p>職員が月中途中で転居したことに伴い、日割り計算で住宅手当が支給されているが、当商工会議所の住宅手当支給規程には「途中で採用された役職員」の支給規定（第4条第1項）しかなかった。支給の根拠となる規定の整備を検討されたい。</p>	<p>(改定前) 住宅手当支給規程第4条(支給制限) 給与計算期間の途中で採用された役職員の当月の住宅手当は、勤務した日数を日割り計算により支給する。 2. 役職員が住宅の支給資格を喪失したときは、翌月より支給を停止する。</p> <p>(改定後) 住宅手当支給規程第4条(支給制限) 給与計算期間の途中で転居した役職員及び途中で採用された役職員の当月の住宅手当は、勤務した日数を日割り計算により支給する。 2. 役職員が住宅の支給資格を喪失したときは、翌月より支給を停止する。</p>
--	---

監 査 対 象 機 関	佐賀市南商工会（旧：川副町商工会）
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 2 2 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いで適正でないものがあった。</p> <p>下記の事業に係る旅費を指導事業費という位置づけで補助対象経費として計上されていたが、当商工会は川副町学校給食納入組合から事務局業務を受託しており、当該事業に係る旅費はその委託料の中から支出するべきであった。</p> <p style="margin-left: 40px;">事業名 「平成 20 年度佐賀県学校給食納入組合連合会通常総会及び 研修会」 旅費支給額 666 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 商工課】</p> <p>○ 学校給食納入組合事務局としての業務に係る経費については、小規模事業経営支援事業費補助金からの支出を行わないよう徹底した。</p>

監 査 対 象 機 関	江北町商工会
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 1 9 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いで適正でな</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 商工課】</p>

いものがあった。

下記の事業に係る旅費を指導事業費という位置づけで補助対象経費として計上されていたが、当商工会は江北町学校給食納入組合から事務局業務を受託しており、下記の事業に係る旅費はその委託料の中から支出すべきであった。

事業名 「平成 20 年度佐賀県学校給食納入組合連合会通常総会及び研修会」
旅費支給額 629 円
「平成 20 年度佐賀県学校給食納入組合連合会地区別懇談会」
旅費支給額 2,146 円

○ 学校給食納入組合事務局としての業務に係る経費については、小規模事業経営支援事業費補助金からの支出を行わないよう徹底した。

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県観光連盟
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 2 2 日
(監査の結果)	(措置の内容)
(1) 会計規程の見直しを要するものがあった。 第 6 条に廃止された「福岡事務所」の規定が残っていた。	【所管課 観光課】 ○ 東京事務所の廃止時（平成 22 年 3 月 31 日）に併せて規定の改正を行った。
(2) 補助対象事業の委託契約事業事務において適正でないものがあった。 委託業務の契約事務において見積り決定した業者の見積書の提出日が記載されていないため仕様書に明記されている見積書提出期限日までに提出されたのか確認できなかった。 委託事業名 「ファミリーツーリズム夏休み企画用エコバッグ」の作成業務 委託金額 1,332,450 円	○ 見積書の提出日を確認し、記載を行った。 今後は、このようなミスが無いよう、確実な事務処理に努める。
(3) 業務契約をする際の団体としての	○ 県の基準に準じて、委託事務において

<p>基準について検討されたい。</p> <p>契約書の作成についての観光連盟の基準がないため、委託事務で契約書が作成されているものや作成されていないものなど混在していた。また請書も作成されていないものがあった。団体としての基準を作成されたい。</p>	<p>は、500 千円を超えるものは請書を、1,000 千円を超えるものは契約書を作成することとした。</p>
--	---

監 査 対 象 機 関	唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 支出事務において適正でないものがあった。</p> <p>当協議会は唐津地域の猪駆除対策について唐津市猟友会代表者と委託契約書を締結しているが、委託料の支払いに当たって、委託先と委託料請求者の所在地及び名称が異なっていた。</p> <p>また、委託先と委託料振込先口座名義人とが異なっているにもかかわらず、委任状の添付もないまま支払われていた。</p> <p>(内容)</p> <p>委託先：唐津市神田〇〇 唐津市〇〇代表 A</p> <p>委託料請求者： 唐津市浜玉町〇〇 唐津支部 代表 A</p> <p>振込先口座名義人： 〇〇〇〇組合 代表理事組合長 B</p> <p>(2) 補助事業に係る実績報告書の内容に誤りがあるものがあった。</p> <p>実績報告書に記載されている有害鳥獣捕獲委託事業の事業費に誤りがあった。</p> <p>実績報告書に記載した事業費</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 生産者支援課】</p> <p>○ 平成 21 年度は、有害捕獲の委託先となっている猟友会支部の代表者が、委託料の請求を協議会に行うようにした。また、請求に当たっては猟友会支部の代表者から振込口座と名義人の委任状の提出を受けた。</p> <p>○ 唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会からの実績報告書を修正提出させるとともに、今後、このような単純な間違いが無いように指導を行った。</p>

2,273,400 円
事務監査で集計した事業費
2,249,400 円

監 査 対 象 機 関	まつら森林組合
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 造林事業補助金申請事務取扱手数料の取扱いに不適切なものがあった。</p> <p>佐賀県造林事業実施要領第 10 事務取扱手数料等では、手数料の料率を定めようとする場合は、手数料承認申請書を知事に提出しなければならないと規定されているが、組合合併後の承認手続きがなされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 林業課】</p> <p>○ 監査終了後、直ちに提出するよう指導を行い、平成 21 年 11 月 20 日付で提出された。</p> <p>なお、承認通知も実施済み。</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀市土地改良区
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 1 6 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 契約事務について適正でないものがあった。</p> <p>①随意契約の締結で適正でないものがあった。</p> <p>随意契約を行うに当たっては、佐賀市土地改良区規約に基づき理事会の議決が必要であるが、議決を経ることなく契約締結がなされていたものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等購入 1,000,000 円 ・GISシステム作成 9,828,000 円 ・新農業水利システム保全対策事業 実施設計作成委託業務 147,000 円 ・新農業水利システム保全対策事業 土地改良施設台帳作成業務 3,000,000 円 ・新農業水利システム保全対策事業 	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 農地整備課】</p> <p>○ 今後、随意契約が必要な案件については、毎年度、理事会において予算案の議決と合わせて随意契約について議決する。</p>

保全計画策定業務 1,197,000円

②見積合せによる随意契約で適正でないものがあつた。

見積合せによる随意契約を行う場合は、見積提出期限などの条件を同じにして見積参加業者に通知する必要があるが、見積依頼文書が作成されておらず、条件などの確認ができない不透明な状態のまま契約事務が遂行され、業者が決定されているものがあつた。

(パソコン等購入契約)

見積参加業者のうち決定業者の見積の提出が最も遅く、また、見積日付と納品・請求日付が同日となっていた。

・ A社 (決定業者)

平成 21 年 3 月 30 日 1,000,000 円

・ B社

平成 21 年 3 月 27 日 1,066,222 円

・ C社

平成 21 年 3 月 27 日 1,104,442 円

(2) 実績報告書記載の金額が実績額と異なるものがあつた。

事業実績報告書の「事業に要した経費」の欄については、電動バタフライ弁設置に係る業者への支払実績額 2,782,500 円を記載すべきであつたにもかかわらず、県補助金額に合わせて 2,000,000 円と記載されていた。

(正)

経費の内訳

(単位：円)

事項	事業に要した経費	内 訳	
		県補助金	その他
水管理等 施設整備 (電動バ	2,782,500	2,000,000	782,500

○ 今後、見積合せ等の契約事務において、他から見て公平でないと受け取られるような手続きとならないよう、県の指導を仰ぎながら、適正な会計経理業務を行う。

○ 実績報告書中の該当箇所を修正した。

タフライ 弁設置)			
--------------	--	--	--

(誤)
経費の内訳

(単位：円)

事 項	事業に要 した経費	内 訳	
		県補助	その他
水管理等 施設整備 (電動パ タフライ 弁設置)	2,000,000	2,000,000	

(3) 実施結果の報告がなされていなかった。

国の土地改良区組織運営基盤強化
対策実施要綱で、事業を実施した土
地改良区は県へ実施結果を報告する
ことが規定されているが、なされて
いなかった。

○ 平成 20 年度統合再編整備事業実績報
告書を提出した。

監 査 対 象 機 関	佐賀の木・家・まちづくり協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 8 月 2 8 日
(監査の結果)	(措置の内容)
(1) 業務委託契約書に当団体の押印が ないものがあった。 当団体は、事業を委託して実施し ているが、「家をつくるなら」事業 業務委託契約書において、団体の印 鑑を押印していなかった。	【所管課 建築住宅課】 ○ 指摘のあった委託契約書について、押 印をし、是正した。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関	佐賀県ヨット連盟 (佐賀県ヨットハーバー)
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 2 2 日
(監査の結果)	(措置の内容)
(1) 指定管理業務の実施で適正でない ものがあった。 ①施設使用許可申請受付及び使用料	【所管課 体育保健課】 ○ 今後、適正な施設使用許可申請の受 付及び徴収事務に努める。

の徴収が期限後になされていたものがあった。

佐賀県ヨットハーバー条例では、研修室、宿泊室、艇置場（1日単位の使用を除く）を使用する者は、使用日の1週間前までに使用料を納付しなければならない旨を規定している。また、仕様書では、原則として使用日の10日前までに使用許可申請を受け付けることとされている。

しかしながら、研修室・宿泊室・艇置場とも、使用日を過ぎてから使用料が納付されたものがあった。また、申請についても、期限後に受け付けられ、しかも特認の理由も記載されていないものがあった。

(例)

区分	使用日	受付期限	実際の 受付日	使用料 納期限	実際の 納付日
研究室	平成20年 8月22日 ～24日	8月12日	8月14日	8月15日	9月11日
宿泊室	平成20年 12月25日 ～30日	12月15日	12月17日	12月18日	1月6日
艇置場	平成20年 8月12日 ～ 平成21年 8月1日	8月2日	8月4日	8月5日	9月4日

②施設の維持・管理業務が仕様書どおりに実施されていないものがあった。

定期清掃については、施設設備等維持・管理業務（再）委託仕様書で、年9回実施することとされている。しかしながら、ヨット連盟と清掃業者との委託契約時に取り交わされた年間計画表では定期清掃は年8回実施する計画となっており、実績も年8回となっていた。

各利用者に呼びかけ、佐賀県ヨットハーバー条例に沿うよう改善する。

○ 監査後、仕様書に沿った管理業務の執行に努めている。

<p>(2) 指定管理者が管理委託料で購入した備品が県の備品として管理されていなかった。</p> <p>ヨット連盟は、管理委託料で備品を購入していたが、当該備品は県が定める備品台帳に記載されていなかった。</p> <p>購入備品 噴霧器 金額 50,400 円 購入年月日 平成 21 年 3 月 31 日</p>	<p>○ 今後、管理委託料で備品を購入した場合、県への速やかな報告に努める。</p>
---	--

監 査 対 象 機 関	佐賀県プロサッカー振興協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 備品等の財産管理で適正でないものがあつた。</p> <p>協議会で取得した備品等が台帳又は財産目録等で管理されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度に取得した備品 パソコン 2 台 金額 152,075 円 <p>(2) 予算の執行において適正でないものがあつた。</p> <p>集客支援事業で、補正予算を計上しないままに予算額を超えた執行がなされていた。</p> <p>予算額 7,500,000 円 決算額 8,979,992 円</p> <p>協議会に対して「サガン鳥栖」を通じ、Jリーグから補助金が交付されたが、補正予算を計上せず、専決処分の手続きも取らないままに執行しているものがあつた。</p> <p>Jリーグ補助金 1,213,080 円 1 月 30 日入金</p> <p>(3) 会則の運用で適正でないものがあ</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 政策監グループ】</p> <p>○ 取得した備品については、備品台帳を整備し管理している。</p> <p>○ 事業予算に補正が必要な場合には、協議会会則に基づく専決処分の手続きを行い、適正な事務処理を実施していくこととしたい。</p> <p>○ 平成 22 年 6 月 25 日、下記のメンバ</p>

<p>った。</p> <p>協議会の会則に定める幹事会が設置されていなかった。</p> <p>会則第 12 条 幹事会の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総会に付議すべき事項の審議 ・ 事業の推進に関すること ・ 協議会への加入に関すること <p>(4) 協議会の支出として馴染まないものがあつた。</p> <p>鳥栖工業高等学校のグラウンドにナイター使用のための電力計を設置し、その取付け設置費用を支出しているが、これはサガン鳥栖ユースクラブの夜間練習のための環境整備の目的で設置したものであり、協議会の支出として適正ではなかった。</p> <p>電力計取付け設置費用 69,930 円</p>	<p>一で幹事会を設置した。</p> <p>【幹事会メンバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県統括本部政策監 ・ 鳥栖市総務部総合政策課長 ・ 佐賀県サッカー協会副会長 <p>○ サガン鳥栖ユースクラブの活動は、協議会で取り組む地域交流事業の延長線上の取り組みとして整理し、経費の一部を負担していたが、今回の監査の指摘を真摯に受け止め、今後は適正な支出を行いたい。</p>
--	--

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 備品の管理で適正でないものがあつた。</p> <p>会計規程第 28 条では、「備品出納・管理簿を備え、備品の状況を明らかにし、適正に管理しなければならない。」となっているが、帳簿が整備されておらず、備品の取得年月日や取得価格が不明であつた。会計規程どおり備品出納・管理簿を使って備品を適正に管理されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供事業用パソコン (平成 20 年度購入) ・ 金額 91,300 円 <p>(2) 規程類の整備で不十分なものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 地球温暖化対策課】</p> <p>○ 備品出納・管理簿を整備した。</p> <p>○ 支出基準等各種規程の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 4 月 1 日付けで施行し

推進会議の運営に必要な規程類で、会計処理に関する規程を中心に整備が必要なものがあつた。

- (例) 環境サポーター謝金の支出基準に関するもの
- ボランティア団体への交付金に関するもの(採択基準等)
- 出張・旅費支給に関するもの

(3) 契約の履行確認で適正でないものがあつた。

印刷物の作成委託や物品の購入に際し、履行確認(検査者・検査年月日の記載)がなされていないものがあつた。

- ・「県下一斉美化活動啓発チラシ印刷」
- ・金額 74,970円
- 会計規程第26条

契約を締結した場合は契約の適正な履行を確保するため又はその給付の完了を確認するため必要な監督又は検査をしなければならぬ。

た佐賀県環境サポーター派遣業務実施要領の整備の中で、環境サポーター謝金・旅費の支出基準を明記した。

- ・平成22年4月1日付けで環境保全普及啓発活動助成採択基準を制定した。

○ 検査等の証を残すなど、確実に履行確認を行うこととした。

監 査 対 象 機 関	“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成21年9月15日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 協議会予算及び事業計画の承認(機関決定)が遅延していた。 協議会会計規程第6条で、「協議会の予算及び事業計画は、毎事業年度開始前に事務局長が作成し、幹事会の承認を得て委員会で確定する。」となっているが、委員会が事業年度開始後の5月19日に開催されていた。</p> <p>(2) 予算執行のチェック体制の強化を図るべきものがあつた。 ・ 予算の執行者は、事務局長(県</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 流通課】</p> <p>○ 平成21年度以降は事業年度開始前の承認を受けるようにした。</p> <p>○ 予算の執行及び流用について、会計規程の見直しを行った。</p>

流通課副課長)となっており、執行額に関係なく、流通課内で処理できる体制となっている。

- ・ 予算の流用が、幹事長決裁(流通課長)となっており、流通課内で処理できる体制となっている。

以上のとおり、すべて流通課内で予算の執行が処理でき、牽制が効きにくい状態となっている。会計規程を見直し、チェック体制を強化すべきである。

(3) 協議会の成果物としては不適切なものがあった。

①作成されたパンフレットやポスターには「安心・安全のおいしさをJAグループ佐賀がお届けします。」「JAグループ佐賀 最上肉質 5 等級と、ご注文下さい。」と表示され、当協議会の表示がなかった。協議会とJAグループとの連名にすべきであった。

・ 佐賀牛ポスター (1,000 枚)、パンフレット (11,000 枚)、POP (1,000 枚) の制作費用 5,091,235 円

②佐賀牛CM2本のうち1本については、「銀座季楽編」が作成されていた。これは、JAグループ佐賀が独自で作成すべきであった。

- ・ 佐賀牛CMの制作 (15 秒):

「おいしい佐賀牛編 (大阪地区用)」及び「銀座季楽編 (東京地区用)」

佐賀牛消費宣伝事業委員会との共同制作

総事業費 6,497,584 円

= 協議会負担額 2,998,885 円 + 佐賀牛消費宣伝事業委員会負担額 3,498,699 円

○ 協議会とJAグループ佐賀は相互に連携して県産農産物のブランド確立のための活動をしているところである。指摘のあった「銀座季楽」は首都圏における佐賀牛®の販売促進、販路拡大の最大の拠点となっていることから協議会でも佐賀県でのアンテナショップとの位置づけのもと有効活用させていただいている。また、宣伝ツールについては首都圏等の消費者に対して理解されやすく、最も効果的な宣伝のために協議会名を前面に出さなかったものであるが、今後のあり方については連名にて表記することにしたところである。

監 査 対 象 機 関	佐賀県農林水産物等輸出促進協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>(1) 負担金の納入で、その負担金の根拠が不明確なもの、請求遅れによる負担金納入が遅延しているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金の根拠が不明確なもの <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 6 月 4 日に開催された第 1 回協議会（委員会）において事業計画及び予算が承認されているが、それに基づく各団体からの負担金額の徴収で、根拠が不明確なものがあった。 第 1 回協議会開催での JA さがの負担金額 6,000 千円 負担金請求年月日 平成 20 年 7 月 17 日 JA さがの負担金請求額 8,000 千円 納入年月日 平成 20 年 8 月 29 日 ・負担金の納入遅延 <ul style="list-style-type: none"> 伊万里市負担金額 225 千円 負担金請求年月日 平成 20 年 12 月 26 日 負担金納入年月日 平成 21 年 1 月 30 日 負担金関連事業 平成 20 年 10 月 22 日～11 月 6 日 	<p>【所管課 流通課】</p> <p>○ 協議会の重要事項について、県だけで決定できる体制になっていたこと、また、内部監査体制も十分ではなかったことから、協議会体制の刷新を行い、事業の適正化を図った。</p> <p>① 輸出促進協議会の体制の刷新</p> <p>平成 21 年 10 月、輸出促進協議会の委員会を開催し、次のとおり、体制を刷新した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新会長（JA さがが会長理事） ・新委員（6 市部長、各 JA 組合長等、県農林水産商工本部長） ・事務局長（県農林水産商工本部副本部長） <p>② 協議会の内部監査を強化</p> <p>i) 監査回数の増加</p> <p>平成 21 年 11 月から中間監査を開始し、監査回数を年 2 回とした。平成 22 年 5 月に開催の協議会の委員会において、年 2 回と明記する規約改正を行った。</p> <p>ii) 監査体制の強化</p> <p>平成 21 年 10 月開催の協議会の委員会において、本部企画・経営グループ副課長 1 名を監査員に指名し、中間監査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度負担金請求 <ul style="list-style-type: none"> ①県:平成 21 年 7 月 3 日、平成 21 年 12 月 9 日 (納入:平成 21 年 7 月 10 日、平成 21 年 12 月 18 日) ②JA:平成 21 年 6 月 10 日 (納入:平成 21 年 7 月 10 日) ・平成 22 年度負担金請求 <ul style="list-style-type: none"> ①県:平成 22 年 4 月 5 日

<p>(2) 予算が成立する前に物品購入等がなされているものがあつた。 協議会予算の成立日 平成 20 年 6 月 4 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 香港佐賀牛プロモーション事業 プレゼント商品郵送 40,220 円 平成 20 年 5 月 21 日 ・ 書籍購入代 (〇〇〇〇社) 3,830 円 平成 20 年 5 月 22 日 ・ 微風広場 (台北市) でのハウス みかん試食宣伝活動に係るサン プル購入 28,980 円 平成 20 年 5 月 27 日 ・ サンプル提供のためのサーロ イン、リブローズ購入 11,130 円 平成 20 年 5 月 27 日 ・ 中東市場ホテル・レストラン等 へのサンプル輸送 58,925 円 平成 20 年 6 月 2 日 	<p>(納入:平成 22 年 4 月 20 日) ②JA:平成 22 年 4 月 5 日 (納入:平成 22 年 5 月 31 日、 平成 22 年 6 月 25 日) ※平成 22 年度の県への第 2 回目請求 は、平成 22 年 10 月の予定。</p> <p>○ (1) の措置内容と同じ 平成 22 年 3 月、平成 22 年度の予算 を成立させ、適切に予算執行している。</p>
--	--

監 査 対 象 機 関	さが“食と農”絆づくりプロジェクト 会議
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 6 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 予算・決算等に関する規定がなかつた。 プロジェクト会議設置規約及び事務局設置規約に予算(補正予算)の編成、決算、監査に関する規定がなかつた。これらの規定を盛り込んだ会計規程等を整備されたい。</p> <p>(2) 契約の履行確認で適正でないもの</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 生産者支援課】</p> <p>○ プロジェクト会議設置規約の改正や、会計処理規程の制定など、所要の整備を行った。</p> <p>○ 指摘の件について修正するととも</p>

<p>があった。</p> <p>印刷物の作成委託や物品の購入に際し、履行確認（検査者・検査年月日の記載）がなされていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さが地産地消の店」紹介冊子（改訂・増刷） ・金額 670,215 円 	<p>に、今後は、適正な事務処理に努める。</p>
---	---------------------------

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>有明佐賀空港活性化推進協議会</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 2 1 年 9 月 2 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 実績の確認で不十分なものがあった。</p> <p>有明佐賀空港モーニング 2,000 E d y キャンペーン費用負担契約書では、全日本空輸株式会社は E d y ギフト付与件数実績を報告する書類を添付して支払い請求をすることとなっているが、請求書に受取件数、金額を記載されているのみで、その件数、金額を証明する書類が添付されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 空港・交通課】</p> <p>○ 平成 21 年度実施分から件数、金額を証明する書類として、全日本空輸株式会社が E d y の発行を委託している会社から受け取る請求書のコピーを添付してもらい、件数及び金額を確認することとした。</p>

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>社団法人佐賀県トラック協会</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 2 1 年 9 月 2 8 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 協会の助成金交付事業の各交付要綱で不備なものがあった。</p> <p>県交付要綱に記載されている間接交付金の交付に際し、間接交付金事業者に対して付すべき条件で一部示されていないものがあった。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、交付金事業完了後 5 年間保管すること。 	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 商工課】</p> <p>○ 間接交付金事業者に対して示している、各種助成金交付要綱(冊子「助成一覧」にて配布、並びに協会ホームページに掲載)の条文に、「交付決定の取消しと助成金の返還」、「財産処分の制限」を明記した。</p>

(公の施設の指定管理団体)

監 査 対 象 機 関	佐賀県障害者スポーツ協会（勤労身体障害者教養文化体育館）
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 8 月 3 1 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 財産の管理で、適正でないものがあった。 管理運営に関する協定書第 6 条に定める管理物件のうち、財産台帳（建物）の写しが引き継がれていなかった。また、備品の現品照合がなされていなかった。</p> <p>(2) 事業報告書の内容で不十分なものがあった。 仕様書では、自己評価を実施し、その結果を事業報告書にまとめ県に提出することとされているが、平成 20 年度は実施されていなかった。</p> <p>(3) 事業実施計画書で計画していた自主事業で実施されていないものがあった。 ・ 障害者フロアカーリング大会 ・ 障害者フライングディスク大会 ・ 障害者教養文化教室（囲碁、俳句、書道、手芸）</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 障害福祉課】</p> <p>○ 県から財産台帳（建物）の写しの引き継ぎを受けた。また、備品の現品照合も行った。</p> <p>○ 今後は、毎年自己評価を行い、障害福祉課へ提出する。</p> <p>○ 事業実施計画書で計画した自主事業のうち、年度内の実施を見込むことができなくなった事業については、「勤労身体障害者教養文化体育館の管理運営に関する協定書」に基づき、県の承認を受けて、計画の変更を行う。</p>

監 査 対 象 機 関	特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク（佐賀県難病相談・支援センター）
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 1 年 8 月 3 1 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 指定管理業務を含む予算・事業計画の決定手続で適正でないものがあった。 会計処理規程第 8 条では、「本法人の事業計画と予算は、毎事業年度開始前に作成し、総会の承認を得て</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 健康増進課】</p> <p>○ 会計処理規程第 8 条中、「総会の承認」を「理事会の承認」に改定し、「本法人の事業計画と予算は、毎事業年度開始前に作成し、<u>理事会</u>の承認を得て理事長が定める」とした。</p>

理事長が定める。」と規定されている。しかしながら、指定管理業務を含む団体の予算・事業計画は、総会の承認を得ずに理事会で決定され県に提出されていた。

(2) 指定管理に係る決裁がなされていないものがあった。

事務処理規程第6条、第7条で文書の管理及び決裁について規定されている。しかしながら、指定管理に係る事業報告書の提出などについて決裁がなされていないものがあった。

(3) 事業報告で不十分なものがあった。仕様書では、自己評価を実施しその結果を事業報告書にまとめ県に提出することとされているが、事業報告書に該当する記載がなかった。

(4) 指定管理業務の再委託の手続で適正でないものがあった。

警備業務を業者へ再委託しているが、管理運営に関する協定書第9条第1項に規定する甲（佐賀県）の承諾を得ていなかった。

(5) 収入・支出事務で適正でないものがあった。

経費の収入・支出を行う際に、稟議書等が作成されていないものがあった。このため、同規程第14条各号に規定する会計責任者の承認を得ていることの確認ができなかった。

(6) 予算の編成・執行について適正でないものがあった。

当初予算作成以降、全ての科目において変更が生じたことに伴う補正予算が作成されていなかった。

また、予算の流用手続きもなされ

また、上記の改定について、平成22年5月の総会で承認を得た。

○ 指定管理に係る事業報告書の提出をはじめ、文書の管理等については、事務局長または理事長の決裁を得ることにした。

○ 今後は、自己評価を実施し、事業報告書と同時に県に提出する。

○ 今後は、協定書第9条第1項に基づき警備業務等再委託を行うものについては、事前に県に承諾を受けることとする。

○ 会計処理規程第14条各号の規定により、収入伝票、支払伝票に決裁欄を設け、会計責任者に承認の確認が出来るようにした。

○ 予算の内容に変更が生じた場合、速やかに補正予算を作成し、理事会の承認を受けて執行することとする。なお予算について大きく変更が生じない場合は、理事長の権限で予算を流用することとする。

ていなかった。

また、会計処理規程第 11 条中、「総会の承認」を「理事会の承認」に改定し、「予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。」とし、平成 22 年 5 月の総会で承認を得た。

(7) 会計処理で適正でないものがあった。

自動販売機の電気料を設置業者から現金で受け、預金に入れてから直接支払に充てているが、会計処理規程第 4 条では「本法人の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。」と規定されているのに、収入・支出の勘定科目に計上していなかった。

○ 自動販売機の電気料金については、収入伝票と支払伝票を作成し、勘定科目の雑収入に自動販売機設置業者からの電気代を計上する。

(8) 預貯金残高の確認で適正でないものがあった。

残高照合について、会計処理規程第 16 条第 2 項に規定する預貯金を月 1 回取引先金融機関の預貯金残高と帳簿残高を照合しなければならないが、照合されていなかった。

○ 残高照合については、会計処理規程第 16 条第 2 項中、「月 1 回」を「年に 1 回」に改定し、「預貯金を年に 1 回取引先金融機関の預貯金残高と帳簿残高を照合しなければならない。」とした。

2-2 各所管課に対するもの (出資団体等関係)

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 (佐賀県立男女共同参画センター(旧佐賀県立女性センター)・佐賀県立生涯学習センター)
所 管 課	男 女 参 画 ・ 県 民 協 働 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 事業計画・事業報告の受理に関して適正でないものがあった。</p> <p>① 指定管理業務に係る事業計画、事業報告に指定管理業務以外の財団運営に係る業務など指定管理業務としては位置付けられていない</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 監査後は、提出書類の審査を徹底することとし、指定管理業務として位置付けられていないものについては、指定管理者と協議して整理した。</p>

ものが含まれていたが、所管課ではそのまま受理していた。提出書類の審査を徹底されるとともに、整理が必要なものは指定管理者と協議して整理されたい。

(事例)

- ・新会計ソフト保守サービス
(財団事業)
- ・新公益法人会計諸指導料
(〃)

② 第 1 期目の指定管理者の募集の際に、財団の特色をアピールする事業として県民協働に関する事業計画が提案されているが、実績報告でその実施状況が確認できなかった。

指定管理者選定の際には特色ある事業は評価点も高いと思われることから、仕様書で定めた業務だけでなく、募集時の事業計画で団体がアピールした自主事業等についても当初の目的どおり実施されたかどうか、所管課のチェックを徹底されたい。

(2) 指定管理業務の管理物件ではないものについて、仕様書でその管理運営を業務として位置付けているものがあつた。

協定書において指定管理業務の管理物件とはなっていないアバンセ北側の県有地について、仕様書では、北側駐車場としてその管理運営業務を位置付けていた。当該用地は今後指定管理物件とする予定はないとのことであり、別途委託契約を結ぶなど管理責任の所在を明確にされたい。

【アバンセ北側の用地の地番】

佐賀市天神三丁目 15 番地 18

(用途はアバンセ駐車場等となっているが、指定管理者に示した

○ 監査後は、県民協働に関する事業など、指定管理申請時の提案事項についても、事業報告で確認するとともに、不十分なところは、別途財団から資料を提出させ、チェックを徹底した。

○ 平成 22 年度の管理運営業務仕様書から北側駐車場の管理運営業務を除外した。

財産台帳には入っていない)

【協定書】

第 6 条 この協定に基づき、甲が乙に管理運営業務を行わせるに当たって管理させる物件（以下「管理物件」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 名称及び所在地
佐賀県立女性センター及び佐賀県立生涯学習センター
佐賀市天神三丁目 2 番 11 号
- (2) 対象物件
甲が別に定める財産台帳及び備品台帳のとおり

【仕様書】

- 4 その他設置目的を達成するための業務
 - (3) 駐車場（北側駐車場を含む。）の管理運営業務

(3) 利用料金改定で、知事の承認がなされていなかった。

利用料金の改定に際し、事前に知事に対して承認申請がなされていたが、知事から事務処理（承認手続き）がなされていなかった。

指定管理者からの利用料金改定承認申請書提出日
平成 20 年 3 月 21 日

(4) 指定管理者が管理委託料で購入した備品の管理で適正でないものがあった。

協定書に定める備品の購入で、指定管理者から事業報告の中で備品購入実績が報告されているにもかかわらず、県備品としての管理（備品台帳の整理及び備品札の貼付）がなされていなかった。

○ 監査後直ちに、承認手続きを行った。

○ 備品札については、監査後直ちに貼付を行い、また、備品台帳については、平成 20 年度の県の備品として整理していた。監査後直ちに、承認手続きを行った。

購入備品名	数量	購入金額	購入年月日
書架	2 台	460,000 円	平成 20 年

			10月10日
映写用 スクリーン	1台	63,000円	平成21年 3月17日
マルウェア 対策機器	1台	945,000円	平成21年 3月31日
ミシン	1台	105,000円	平成21年 3月31日
ノート パソコン	1台	67,095円	平成21年 3月31日
合 計	6台	1,640,095円	

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県環境クリーン財団
所 管 課	循 環 型 社 会 推 進 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 県からの貸付金及び補助金のあり方で検討を要するものがあった。</p> <p>団体の施設整備特別会計では平成20年4月下旬以降10億円を超える資金が、廃棄物処理事業特別会計では平成20年7月以降7,000万円から約2億円の資金が預金口座に滞留していた。</p> <p>県の貸付金の期間及び補助金の交付時期のあり方について検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 団体への貸付金は、資金計画に対応した適切な期間に貸付を行う。</p> <p>また、団体への補助金は、廃棄物高度処理事業の収支を踏まえて、適切な時期に交付する。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県総合保健協会
所 管 課	健 康 増 進 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 委託業務の契約内容で検討を要するものがあった。</p> <p>県の委託事業である「がん登録事業」が、委託費3,225千円に対し、支出が5,507千円となっていた。当協会に対し過重な負担を与えないよう契約内容を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 委託契約の内容を見直し、平成22年当初予算において必要な予算措置を行った。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県地域産業支援センター (佐賀県地域産業支援センター・佐賀県立九州シンクロトン光研究センター)
-------------	--

所 管 課	新 産 業 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【地域産業支援センター関係】</p> <p>(1) 知事への報告を要するもので行われていないものがあった。</p> <p>知事が所管する出資法人等の情報公開の推進に関する要綱第4条に基づき、所管課長は情報公開制度に関する運用状況の報告を求めることになっているが、報告をさせていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 財団に対し、速やかに情報公開制度に関する運用状況を報告するよう指導を行った。</p> <p>その後、平成22年5月7日付けで報告を受けたところである。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県高齢・障害者雇用支援協会
所 管 課	雇 用 労 働 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助事業に係る交付決定の通知が遅延していた。</p> <p>交付決定日 平成20年6月11日 財団の通知文書收受日 平成20年7月11日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 事務事業の進捗管理を適切に行うなど事務処理の適正化について徹底を図った。</p> <p>〔当該補助金は平成20年度限りで廃止されている。〕</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金
所 管 課	林 業 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 当団体への指導監督について改善すべきものがあった。</p> <p>当団体は、県が外郭団体の見直し対象として、平成18年に「指導監督等体制を充実する団体」に位置づけ、平成18年度から「立入検査の頻度を高める」としているが、平成17年11月1日の調査の後は平成21年3月27日の実施となっていた。</p> <p>また、当団体の事務局員を兼ねる林業課職員が立入検査を実施していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 当団体への立入検査は3年に1回だったものを、2年に1回に見直しを行い、平成20年度に引き続き平成22年度中に立入検査を実施することとしている。</p> <p>また、当団体の事務局体制については、平成22年度から事務局長と補助員の2名を新たに雇用し、林業課職員が事務局員を兼務することがないよう改善したため、平成22年度の立入検査は林業課職員が実施する。</p>

<p>立ち入り検査のあり方を改善されたい。</p> <p>(2) 当団体への指導監督について不十分なものがあつた。</p> <p>当団体は、県が外郭団体の見直し対象として、平成18年に「情報公開を促進する団体（ホームページによる財務諸表等の公表に新たに取り組む団体）」として位置づけているが、平成20年度の財務諸表がホームページに公開されていなかった。</p>	<p>○ 当団体に改善するよう通知し、平成20年度の財務諸表をホームページ上に公開させた。</p>
--	---

監 査 対 象 機 関	佐賀県土地開発公社
所 管 課	土 地 対 策 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 公社のあり方について検討を要するものがあつた。</p> <p>関係所管課と連携のうえ、残団地の処分方針及び公社のあり方を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 工業団地の処分や公社のあり方については、平成18年度から関係部局と検討を重ねているところであるが、将来の経済情勢や県の用地取得業務等の見通し等が流動的であることから、可能な見直しを行いつつ、検討を継続することとしている。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人嘉瀬川ダム対策基金
所 管 課	水 資 源 対 策 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 負担金交付申請の提出日が適正でなかった。</p> <p>負担金交付要綱に定められた提出期限を過ぎて、県へ交付申請書が提出されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書提出日 平成20年6月27日 <p>※負担金交付要綱第3条第3項</p> <p>負担金の交付申請書の提出期限は、毎年度5月31日とし、その提出部数は1部とする。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後このようなことがないよう補助金交付要綱等を遵守し、適正な事務処理に努めるよう指導する。</p>

<p>(2) 負担金交付事業において対象事業の変更事務処理で適正でないものがあった。</p> <p>負担金交付対象事業において当初申請時から事業主体の変更及び対象経費の額（負担金総額の変更はなし）の変更があつているにも関わらず、財団から県へ変更承認申請が提出されず、知事の承認も受けていなかった。（財団と県の事務担当者は同一）</p> <p>(3) 負担金の交付決定の時期で適正でないものがあった。</p> <p>財団から佐賀市へ交付する負担金交付事務において、県からの負担金交付決定通知を待たずに佐賀市への負担金交付決定通知がなされていた。（財団と県の事務担当者は同一）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団から佐賀市への交付決定通知日 平成 20 年 6 月 27 日 ・ 県から財団への交付決定通知日 平成 20 年 7 月 16 日 	<p>○ 負担金の額に変更がなかったため、変更承認申請は必要ないとの誤解があつた。</p> <p>今後このようなことがないよう補助金交付要綱等を遵守し、適正な事務処理に努めるよう指導する。</p> <p>○ 今後このようなことがないよう、交付決定事務を行うように指導する。</p>
---	--

監 査 対 象 機 関	財団法人さが緑の基金
所 管 課	森 林 整 備 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 財団が行っている助成事業の実施検査後の対応について問題があるものがあった。</p> <p>財団で緑の募金による助成事業の検査を実施し、適正でないと指摘を行いながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認められていない用途に支出されていたにもかかわらず返納させていなかった。 ・ 助成基準額を超えて支出されていたにもかかわらず返納させていなかった。 ・ 助成額よりも支出額が少ないにもかかわらず返納させていなかった。 	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 財団が行っている緑の募金の助成事業の検査後の対応について、適正でないと指摘を行いながら、踏み込んだ措置をとらなかった事項について、今後は具体的な措置を行うように指導する。</p>

<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、会計処理の不備を指摘しながら、是正されたかどうかを確認されていないものがあった。 <p>実施検査後の対応について財団を指導されたい。</p>	
---	--

監 査 対 象 機 関	佐賀県道路公社
所 管 課	道 路 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 理事長の住所変更登記事務で、団体に指導を要するものがあった。</p> <p>理事長の住所変更にあたって、異動日（平成 19 年 6 月 14 日以前）から 2 週間以内に登記すべきところを平成 21 年 4 月 13 日に住所変更の登記がなされていた。法令を遵守するよう団体を指導されたい。</p> <p>(2) 監査のあり方で改善を要するものがあった。</p> <p>平成 18 年の外郭団体の見直しに当たって、当公社を監事の就任を見直す団体に位置づけ「公認会計士等への就任要請を行っていく」としていたが、公認会計士に断られ税理士が監事に就任されている。</p> <p>平成 20 年度の監査意見書には「今後も既有路線の増収を図ると共に、事業経費の適正化に留意されたい」とあるが、具体的な点については事務局に記録もなかった。</p> <p>監査のあり方について団体を指導されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 当課としても、法令の規定に沿った適切な登記手続がなされるべきと考えており、登記の必要な事項に関しては、常に最新の状況を把握しておくよう指導してまいりたい。</p> <p>○ 監査の記録については、御指摘のとおり形として残ることが望ましいと考えており、このことについて公社を指導してまいりたい。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県教育文化振興財団 (佐賀県北山少年自然の家・佐賀県黒髪少年自然の家・佐賀県波戸岬少年自然の家)
所 管 課	社会教育・文化財課

(監査の結果)	(措置の内容)
<p>【北山少年自然の家関係】</p> <p>(1) 事業報告の内容確認で不十分なものがあつた。</p> <p>指定管理業務が仕様書及び事業計画書どおりに実施されたかどうか事業報告書において把握できないものがあつたにもかかわらず、所管課は、報告内容を修正させないまま受理し、確認通知を行っていた。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘客対策の実績が不明 ・食事の提供（特別料理の提供・地元食材の活用等）の実績が不明 <p>(2) 事業計画書の提出について協定書と仕様書とで規定の整合性がないものがあつた。</p> <p>事業計画書の提出については、協定書と仕様書の各々で手続等が規定されているが、それらの整合性がないので整理されたい。</p> <p>【協定書第 15 条】</p> <p>乙は、各年度の 2 月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。</p> <p>【仕様書 8 頁】</p> <p>乙は、毎年度当初に事業計画書及び収支予算書を作成し、教育委員会に提出すること。また、前年度の 2 月末日までに次年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）を作成し、教育委員会に提出すること。作成に当たっては、教育委員会と調整を図ること。</p>	<p>○ 指定管理者と協議し、指定管理業務が仕様書及び事業計画書どおりに実施されたかどうか適確に把握できるよう事業報告の様式を改めた。</p> <p>○ 平成 21 年度からの指定管理者の公募の際の「佐賀県少年自然の家管理運営仕様書」及び指定管理者との「佐賀県北山少年自然の家の管理運営に関する協定書」では、規定が整合するよう改めた。</p> <p>【協定書第 20 条】</p> <p>乙は、各年度の 2 月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。</p> <p>【仕様書 9 頁】</p> <p>指定管理者は、2 月末日までに、当該年度の翌年度に係る事業計画書を作成し、県教育委員会に提出してください。</p> <p>※ 黒髪少年自然の家及び波戸岬少年自然の家の指定管理に係る協定書においても同様に改めた。</p>
<p>【黒髪少年自然の家関係】</p> <p>(1) 財産（備品）の管理で適正でないものがあつた。</p>	<p>○ 指定管理者に指定管理経費で購入した備品について、県備品として適切に</p>

協定書で、備品の管理規定が定められているが、指定管理経費で購入した備品が県の備品として管理されていなかった。

県備品として管理できるように、実績報告書等の見直しを検討されたい。

- ・購入備品 丸のこ
- ・金額 81,900円

(2) 管理運営に関する事業計画に記載されているもので実施が不十分なものがあつた。

事業計画書に記載しながら、実施が不十分なものがあつた。

所管課においては、事業計画書に基づき確実に実施されているかどうか確認を徹底されたい。

(内容)

- ・「各種の地域行事に積極的に参加するなど、地域振興への参画・協力を努めます」とあるが、黒髪山の山開きへの参加程度であつた。
- ・「接客サービス向上のための接客研修・・・以上のような所内研修を実施することにより、職員のスキルアップを図ります」とあるが、接客研修が十分に行われていなかった。

【波戸岬少年自然の家関係】

(1) 事業報告の内容確認で不十分なものがあつた。

指定管理業務が仕様書及び事業計画書どおりに実施されたかどうか事業報告書において把握できないものがあつたにもかかわらず、所管課は、報告内容を修正させないまま受理し、確認通知を行っていた。

(例)

- ・誘客対策の実績が不明

管理するように指示するとともに、指定管理者と協議し、県備品として管理できるよう事業報告の様式を改めた。

○ 事業計画書に記載された事業や研修の実施など業務の適確な実施について、年に4回定期的に行う少年自然の家運営会議で指定管理者に対して指示するとともに、実施状況を具体的に記載し、確認を徹底できるよう事業報告の様式を改めた。

○ 指定管理者と協議し、指定管理業務が仕様書及び事業計画書どおりに実施されたかどうか適確に把握できるよう事業報告の様式を改めた。

- ・ 食事の提供（特別料理の提供・地元食材の活用等）の実績が不明

(2) 管理運営に関する事業計画に記載されているもので実施が不十分なものがあつた。

事業計画書に記載しながら、実施が不十分なものがあつた。

所管課においては、事業計画書に基づき確実に実施されているかどうか確認を徹底されるとともに、不備があれば是正指導されたい。

(内容)

- ・ 「研修等により個人情報管理の重要性を職員に周知徹底させ、利用者の個人情報保護について万全を期していきます」とあるが、研修は実施されていなかった。
- ・ 「満室等で利用ができない場合等における、他の自然の家などへの斡旋、紹介などに取り組んでいきます」とあるが、他所を教える程度で積極的な対応はほとんど実施されていなかった。

○ 事業計画書に記載された事業や研修の実施など業務の適確な実施について、年に4回定期的に開催する少年自然の家運営会議で指定管理者に対して指示するとともに、実施状況を具体的に記載し、確認を徹底できるよう事業報告の様式を改めた。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県体育協会（佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館）
所 管 課	体 育 保 健 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 交付決定の時期で適正でないものがあつた。</p> <p>要綱に定めた交付の決定をするまでに要すべき標準処理期間を過ぎて交付決定されているものがあつた。</p> <p>交付申請日 (①平成20年6月10日、 ②平成20年8月11日)</p> <p>交付決定日 (①平成20年6月30日、)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 監査後、交付要綱の規定に基づく適正な事務処理に努めている。</p>

〔 ②平成 20 年 9 月 4 日 〕
標準処理期間 14 日

(2) 精算に伴う補助金の返還事務で適正でないものがあつた。

補助金の返還事務において納入期限を過ぎてから返納通知書が協会に届けられていた。納入期限日の設定に際しては、内部事務処理期間を考慮して納入者に迷惑が掛からないよう余裕のある期限設定をされたい。

平成 20 年度第 63 回国民体育大会
派遣事業費補助金返還

返還額 7,167,752 円

納入期限日 平成 21 年 2 月 2 日 (月)

返納通知書発送日

平成 21 年 1 月 30 日 (金)

協会が納入通知書を受領した日

平成 21 年 2 月 3 日 (火)

協会が納入した

平成 21 年 2 月 5 日 (木)

(3) 補助金の実績報告書の提出時期で、適正でないものがあつた。

(財) 佐賀県体育協会運営事業費補助金交付要綱(県補助金)第 5 条第 2 項で全額概算払いを行った場合の実績報告書の提出期限を翌年度の 4 月 10 日としているにもかかわらず、

(財) 佐賀県体育協会から翌年度の 4 月 10 日付けの実績報告書が実際は 9 月 4 日頃に提出され受理していた。(9 月 8 日に 4 月 14 日付けで額の確定を通知)

所管課にあつては、補助金交付要綱の規定に基づき実績報告書の提出期限を遵守させるよう団体への指導を徹底されたい。

(4) 指定管理者が管理委託料で購入した備品の管理で適正でないものがあつた。

○ 監査後、返納通知書の早期発送等の適正な事務処理に努めている。

○ 今後、県体協に対して補助金交付要綱の規定に基づく実績報告書の提出期限の遵守の指導を行うとともに、適正な事務処理に努める。

○ 平成 22 年度定期監査(事務監査:6 月 7 日)において、同一の指摘を受け、直ちに備品出納・管理簿に記載すると

<p>協定書に定める備品の購入で、指定管理者から事業報告の中で備品購入実績が報告されているにも関わらず、県備品としての管理（備品台帳の整理及び備品札の貼付）がなされていなかった。</p> <p>購入備品名 金 額 パソコン4台 513,450円 デジタルタイマー2台 168,600円</p>	<p>ともに、指定管理者に委託料で取得した備品の速やかな報告を指導・通知済である。</p> <p>定期監査後、指定管理者への指導及び協定書の規定に基づく適正な備品の管理に努めている。</p>
--	---

(補助金等交付団体関係)

監 査 対 象 機 関	佐賀陸上競技協会ほか2団体
所 管 課	政 策 監 グ ル ー プ
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱に定める補助基準単価と相違する支払いがあった。</p> <p>補助基準単価では、県外講師の謝金は1日30,000円以内となっているが、50,000円の支払いがあった。</p> <p>県（政策監）は、口頭による申し出により、補助基準単価の「その他特に必要と認められる経費」に該当するということでも了承したとのことであったが、口頭ではなく特例条項を認める際の手続き規定を整備されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今回の結果を受けて、補助金交付要綱で特例条項を認める際の手続きを新たに規定した。</p> <p>今後はこの規定により、文書での申請受理と承認通知を行い、適切な事務処理を実施したい。</p>

監 査 対 象 機 関	学校法人高岸幼稚園ほか73団体
所 管 課	こ ども 未 来 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金の額の確定がなされていなかった。</p> <p>平成20年度補助金の額の確定が監査日現在行われていなかった。額の確定は速やかに（出納整理期間末までに）行うこと。</p> <p>実績報告書提出日 平成21年4月30日</p> <p>額の確定年月日 未了（平成21年11月13日現在）</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成22年8月20日に額の確定を行った。</p> <p>また、再発防止のため、進行管理表を作成することとした。</p> <p>課内の他の補助事業についても、額の確定が遅延することがないように職員に周知徹底を図った。</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進 会議
所 管 課	地 球 温 暖 化 対 策 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 負担金の支払いで遅延しているものがあつた。</p> <p>推進会議への県費負担金の支払いが、納入期限後になされていた。推進会議は財源の約半額を県の負担金で賄っている団体であり、請求後速やかに支払われたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金納入依頼 平成 20 年 6 月 3 日 ・納入期限 平成 20 年 6 月 30 日 ・納付日 平成 20 年 7 月 4 日 <p>(2) 負担金のあり方について検討を要するものがあつた。</p> <p>推進会議は、収入の多くを県及び市町の負担金に負っているが、決算で多額の繰越金が発生していた。</p> <p>県の負担金額及び市町負担金総額の算出根拠については、推進会議規約及び会計規程等に定めがなく、また、過去に遡っても根拠が確認できなかった。</p> <p>現在の負担金額のあり方について、推進会議と連携し検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進会議予算額 8,238,899 円 ・平成 20 年度県負担金額 3,904,000 円 ※市町負担金額：1,684,000 円 ・平成 20 年度一般会計繰越額 1,385,066 円 (平成 19 年度 // 1,750,899 円) 	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後は、納入期限内に支払うなど、適正な事務処理に努めることとした。</p> <p>平成 21 年度実績</p> <p>請求日 6 月 2 日 納入期限 6 月 30 日 納入日 6 月 16 日</p> <p>○ 今後の予算化に当たっては、事業計画に基づく支出見込に合った適正な収入予算を検討し、繰越金の削減に努めることとした。</p>

監 査 対 象 機 関	虹の松原保護対策協議会
所 管 課	有明海再生・自然環境課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金の審査事務で適正でないも</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金の審査事務に当たっては、当初</p>

のがあった。

- ① 虹の松原再生・保全事業補助金のうち「再生活動推進費」の補助対象経費については、当初に交付申請されていた 5,000,000 円が、6,220,000 円に増額（1,220,000 円の増）変更され、6,419,973 円で執行されていたが、所管課は、変更承認申請書に当該変更の理由が記載されていないものを受理し承認していた。

なお、同じ変更承認申請書で、「再生保全事業費」については、マツ過密林の除間伐等を行う区画割りを設定する必要があるとの理由が記載されたうえで、松の過密林除間伐 5,000,000 円を中止し、観測点設置業務委託 3,780,000 円を新たに実施することが承認されていた。（補助対象経費 1,220,000 円の減）

- ② 協議会において、補助金交付申請書及び変更承認申請書に明記されておらず、また、県の予算要求内容を見ても協議会事業として予定されていない「虹の松原内駐車場整地他工事」の支出がなされ、補助対象事業として実績報告書が提出されていた。

当該整地工事は、国が所有し唐津市が管理する駐車場に対する工事であり、所管課において、補助対象事業として認めることができるかどうか駐車場用地の権利関係などを調査すべきであったにもかかわらず、調査を行わないまま認めていた。

- ・虹の松原内駐車場整地他工事
1,199,100 円

申請を含めて、対象事業の内容変更・新規事業・事業中止などの妥当性を確認し、佐賀県補助金等交付規則に基づき適正に処理する。

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人正和福祉会ほか2団体
所 管 課	長 寿 社 会 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 報告書類で、期限を過ぎて提出されていたものがあった。</p> <p>所管課は、補助金交付要綱で工事着工報告書等の提出期限を定め、補助金の交付団体に遵守を求めているにもかかわらず、期限内の日付となっている報告書を期限後に受理していた。</p> <p>所管課にあっては、補助金交付要綱の規定に基づき、報告書類の提出期限を遵守するよう団体への指導を徹底されたい。</p> <p>(工事着工報告書)</p> <p>提出期限 平成20年10月6日 文書の日付 平成20年10月6日 実際の提出日 平成21年1月12日</p> <p>(工事進捗状況報告書)</p> <p>提出期限 平成21年1月10日 文書の日付 平成21年1月6日 実際の提出日 平成21年1月12日</p> <p>(実績報告書)</p> <p>提出期限 平成21年3月31日 文書の日付 平成21年3月31日 実際の提出日 平成21年4月13日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 報告書類は、期限内に提出するよう指導を徹底する。</p> <p>平成21年度分については、期限内に提出がなされている。</p>

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人清水福祉会ほか22団体
所 管 課	長 寿 社 会 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 軽費老人ホーム（ケアハウス）利用者の対象収入認定のあり方について指導を要するものがあった。</p> <p>この補助金の交付に当たっては、利用者からの事務費徴収額が本人の前年の対象収入によって規定されているが、監査実施施設の中には市県民税所得課税証明書や通帳等、提出される書類によって収入認定額に差</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 担当者説明会等において、対象収入については、入居時にあらかじめ、どういったものがあるか把握しておき、証明書等はできるだけ徴収するよう指導を行っているが、今後はさらに施設によって差異が生じることがないように機会あるごとに指導を徹底していくこととしたい。</p>

異があると言われた施設があった。
施設によって差異がないよう指導を徹底されたい。

(2) 補助金の額の確定が遅れているものがあった。

補助事業者から平成 20 年度の実績報告書が平成 21 年 4 月 30 日に提出されているが、それに伴う補助金の額の確定日が平成 21 年 6 月 5 日となっていた。額の確定については出納整理期間(5月末)までに行われたい。

○ 補助金の額の確定は出納整理期間内に行うこととする。平成 21 年度分については、補助事業者へ出納整理期間内(5月31日)に額の確定通知を行っている。

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀市医師会ほか6団体
所 管 課	医 務 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱に改善を要するものがあった。</p> <p>① 補助金交付申請書及び実績報告書を2部提出するよう求めているが、現状は1部で対応できているので実態に即して改善されたい。</p> <p>② 補助金交付要綱第2条に規定する別表に定める「基準額」と補助事業者に提出を求めている「運営費所要額調書」及び「運営費事業精算書」様式に記載されている「基準額」とに不整合があった。提出を求めている様式で県内就業調整率に関する項目が基準額から抜けているので修正されたい。</p> <p>(2) 補助対象経費の取扱いで適正でないものがあった。</p> <p>交付要綱では、教員経費として部外講師謝金が対象とされているが、部外講師のタクシー代が対象経費に計上されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱について</p> <p>① 平成 22 年度の交付要綱の改正時に、提出部数を2部から1部に改めた。国への提出は、コピーにて対応している。</p> <p>② 交付要綱における補助金額算出方法についての文言を整理すると共に、「所要額調書」及び「事業精算書」様式も不整合がないように修正した。</p> <p>○ 補助金額への影響はなかったが、部外講師のタクシー代は対象経費として不適切であるため、実績報告書の修正を指導した。(修正後、国への提出書類も差し替えを行った。)</p> <p>また、今後の適正執行について文書による指導を行った。</p>

<p>(3) 支出事務において指導を要するものがあった。</p> <p>機器を購入するにあたっては、経理規定で「会長の決裁を要する」とされているが、会長決裁書類が保管されていないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱では、帳簿及び証拠書類は補助事業完了後 5 年間保管することとされており、書類を適切に管理するよう指導されたい。</p> <p>(4) 補助金の交付条件で補助事業者に提示されていないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱第 4 条で規定されている補助金の交付の条件のうち、第 10 号の条件が交付決定通知書に記載されていなかった。</p>	<p>○ 上記同様、交付要綱に基づく適正執行について、文書による指導を行った。</p> <p>○ 交付決定通知の際に、単純ミスにより交付要綱第 4 条第 10 号の文言が抜けていたため、今後このようなことがないように留意したい。</p> <p>現時点で、今年度の通知文案の修正を行っている。</p>
---	---

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会
所 管 課	雇 用 労 働 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱に改善を要するものがあった。</p> <p>補助金交付申請書及び実績報告書を 2 部提出するよう求めているが、現状は 1 部提出させているので実態に即して改善されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 22 年 2 月 25 日付けで補助金交付要綱の一部改正を行い、補助金交付申請書及び実績報告書の提出部数を 1 部に改めた。</p>

監 査 対 象 機 関	“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会
所 管 課	流 通 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 監査の指摘事項に対する不誠実な対応があった。(嚴重注意)</p> <p>前回(平成 18 年度)の監査で「事務局会や幹事会、委員会での会議録が残されていないので、関係者や後任の担当者等が、情報の共有化や共</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 21 年度以降はすべての議事録を作成し、決定事項を明確にするなど適切に対応しているところである。</p>

通認識が持てるよう会議録を作成、保存し活用されたい」と指摘したところ「会議録を作成し保存するとともに、関係者に配布し、情報の共有化や共通認識を醸成するよう指導した」と回答されたにもかかわらず、平成 20 年 5 月 13 日に開催された幹事会・事務局員会の議事録が作成されていなかった。また、委員会、幹事会の議事録に決定事項が明確に記載されていなかった。

監 査 対 象 機 関	佐賀県農林水産物等輸出促進協議会
所 管 課	流 通 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 県と協議会の予算の執行に関し整理すべきものがあつた。</p> <p>台湾、香港、ドバイにおける佐賀産農産物の販売促進活動に係る支出で、協議会において予算執行されるべきであつたにもかかわらず県の事業として支出されていたものがあつた。県と協議会の予算の執行基準を明確にされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県貿易協会への佐賀県産農産物等輸出促進業務委託費の一部 (平成 21 年 2 月の「さがほのか」フェア(台湾)の旅費、サンプル購入費など) 205,337 円 ・ 香港の百貨店の日本法人との打合せ旅費 (香港の百貨店での、さがほのか「佐賀フェア」の打合せのため担当係長(事務局職員)が神戸に JA とともに出張) 41,700 円 ・ 法被のクリーニング代 (ドバイでの佐賀牛試食会及び台湾でのハウスみかんプロモーションで使用したもの) 2,646 円 	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 協議会で機関決定した事業について、更に県費から支出しないという整理をし、平成 21 年度以降、県は、協議会の事業については、県費から支出していない。</p>

監 査 対 象 機 関	唐津商工会議所ほか31団体
所 管 課	商 工 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金対象経費の該当の有無について明確にすべきものがあつた。</p> <p>補助金対象経費として、「児手」(児童手当拠出金)及び「一般歳出」(アスベスト対策に関する労働保険料とのこと)と称する経費が福利厚生費に計上されていたが、補助金交付要綱にも補助金交付申請に当たっての「記入上の注意」にもこれらの経費が該当する旨が明確に記載されていなかった。</p> <p>所管課においては、これらの経費が補助金対象となるかどうか明確にされ、補助金交付団体に徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 福利厚生費は、経営指導員等の補助対象職員の一定の労働条件を確保することを趣旨とし、国庫補助事業時から、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料及び労働災害補償保険料の事業主負担分を補助対象経費としており、児童手当拠出金並びにアスベスト対策に関する労働保険料については補助対象としていない。</p> <p>これらの経費について、補助対象経費として計上している団体を調査したところ、当団体を含め2団体あつたが、平成21年度補助金検査の場で、当該経費は補助対象経費ではないことを指導し、徹底を図つた。</p>

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県トラック協会ほか2団体
所 管 課	商 工 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱の内容で適正でないものがあつた。</p> <p>佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条第1項(9)に記載されている「間接補助金」を「間接交付金」に改められたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成22年7月15日付けで佐賀県運輸事業振興助成交付要綱第5条第1項第9号中「間接補助金」を「間接交付金」に、「間接補助事業者」を「間接交付事業者」に、「間接補助事業」を「間接交付事業」に改めた。</p>

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県観光連盟
所 管 課	観 光 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 観光連盟に対する補助金交付要綱の規定で整備を要するものがあつた。</p> <p>観光連盟は、「魅力アップ支援事業」や「観光客誘致環境整備支援事業」として、県内の観光施設や宿泊</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱を改正し、財産処分の制限に関する規定を設けた。</p>

施設において観光地の魅力アップを推進するため、民間団体が自主的に取り組む事業に対して補助を実施している。

補助事業の中には、ソフト事業だけでなく、外国語表記の案内板や国際放送受信設備等、ハード事業で取得した財産もあるが、交付要綱に補助事業者等に対する財産の処分の制限の規定（佐賀県補助金等交付規則第22条）が設けられていなかった。

(2) 実績報告書の記載内容で不十分なものがあった。

「事業の成果」の欄に、「・・・の誘致に努めた」「・・・誘客宣伝を行った」「・・・誘致の促進を行った」「・・・受入体制の整備に努めた」とのみ記載されていた。

所管課においては、実績報告の審査を徹底されたい。

○ 補助事業完了後の実績報告書の審査を徹底するとともに、随時必要な資料を徴するなどして、今後も事業実績の適正な把握に努めていく。

監 査 対 象 機 関	唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会 ほか8団体
所 管 課	生 産 者 支 援 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 実績報告書の確認（審査）で不十分なものがあった。</p> <p>補助金の実績報告書に未記載と記載誤りがあった。確認（審査）を徹底されたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲委託事業の委託先ごとの有害鳥獣捕獲頭数が未記載であった。 ・捕獲報償金交付事業の捕獲頭数が「事業の内容及び経費の配分（別紙1）」には1,823頭、「事業完了報告書（別紙2）」には1,888頭と相違していた。 	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後このようなことが無いように、生産者支援課において、実績報告書等の記載内容の審査を徹底して行う。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・玄海町の被害防止計画の作成状況が未記入であった。 ・電気牧柵設置事業の受益面積を㎡単位で記入しているにもかかわらず、単位をhaと記載していた。 	
---	--

監 査 対 象 機 関	佐賀県農業信用基金協会
所 管 課	生 産 者 支 援 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 農業信用基金協会特別準備金積み立てに係る補助金交付要綱の見直しを検討されたい。</p> <p>この補助金は、農業者の担い手の育成に資する資金の円滑な供給に資するため、農業信用基金協会が求償権の償却その他基金協会の財務基盤の強化を図るために要する経費として積み立てる特別準備金（会計令第44条）への補助となっている。</p> <p>補助金交付要綱によると当分の間、対象資金ごとに、前年12月末保証事故準備必要額から、前年度末に積み立てた特別準備金の額を差し引いて得た額に補助率を乗じた額を補助することとなっていることから、下段の表のとおり保証事故準備必要額合計（A）より特別準備金積立額合計（E）が上回っていても、対象資金によっては補助する必要が発生することとなっている。</p> <p>したがって、現状の特別準備金積立金への補助については、対象資金ごとに保証事故準備必要額を計算し保証事故準備必要額の合計額と前年度末準備金積立額の合計額を対比して、保証事故準備必要額が多い場合に補助するよう補助金交付要綱の見直しを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 当補助金は、当初、国庫補助事業(H14～H16年度)として国と県により補助を行っていたが、平成17年度の税源移譲によりその後は県単独補助事業として引き続き補助を行ってきたところである。</p> <p>現在、積み立てている特別準備金のうち、国の補助金を受けた特別準備金については、補助金交付要綱に基づき各資金ごとに必要額を算定し交付を受けたものであることから、各資金間での振替処理等を行うことはできないとされている。</p> <p>また、農業信用保証保険法により、特別準備金を含め貸借対照表及び損益計算書の各勘定について、資金ごとに区分経理を行うことが規定されており、農業信用基金協会においては、特別準備金等を取り崩す場合においても資金ごとに行われている。</p> <p>このような国の指導や法の規定を踏まえ、現在、各都道府県においても、特別準備金については、本県と同様の取扱が行われているところである。</p> <p>以上のことから、現状において今回監査委員が示された特別準備金補助を総額比較による補助制度へと見直しを行うことは困難と考えている。</p> <p>なお、今後とも県費の適切・適正な支出の観点から、補助制度のあり方については状況の変化を踏まえ検討を行</p>

(単位：千円)

ってまいりたい。

資 金 名	前年12 月末保 証事故 準備必 要額 (A)	前事業 年度末 準備金 積立額 (B)	前年 4月 から 12月 まで の償 却求 償権 回収 額 (C)	前年 4月 から 12月 まで の特 別準 備金 取崩 額 (D)	前年12 月末特 別準備 金積立 額 (E) = (B)+(C) -(D)	補 助 対 象 額 (F) = (A) -(E)
A 資金	6,549	14,962	0	0	14,962	0
B 資金	316	339	0	0	339	0
C 資金	2,624	3,235	0	0	3,235	0
D 資金	9,860	8,791	0	0	8,791	1,069
E 資金	12,384	7,018	0	0	7,018	5,366
F 資金	1,234	1,508	0	0	1,508	0
合 計	32,969	35,856	0	0	35,856	6,434

監 査 対 象 機 関 所 管 課	まつら森林組合ほか23団体 林 業 課
(監査の結果) (1) 造林事業補助金（森林所有者から委託を受けて行う事業）に係る補助金交付事務で、検討を要するものがあった。 造林事業補助金の要綱では、実績報告書（資金の使途）の提出を求め	(措置の内容) ○ 造林事業は施行地が零細・分散的で件数が非常に多い上、立地条件が千差万別で、かつ、造林内容も経営目標や地域の慣行等によって多種多様である等のため、 ① 施行地毎に実行経費を算出するこ

ていない。これは、この事業が事業完了後に補助金申請がなされるためである。

しかしながら、補助金申請書には、事業内容及び事業量の記載はあるが、事業費の額及び経費の配分、使用方法等の記載も無く、事業費の総額が分からない状態となっている。

また、県（農林事務所）は、補助金申請に基づき施行地ごとに竣工検査を行い、造林事業検査調書を作成し、その写しを県（林業課長）に送付することで知事は、補助金の交付決定及び額の確定通知を行い、補助金を支出する流れとなっており、補助金の執行が適正になされているかどうかのチェックがなされないままに補助金が支出されている現状である。（造林事業実施要領）

さらに、補助金の受け入れについては、預り金（対価としての性格を有さないので、消費税の課税対象外）として処理することとなっており、

【平成9年11月27日付け9林野組第199号林野庁長官通知を根拠とする県からの通知（平成9年12月3日付け林政第948号佐賀県林政課長通知）】補助金額の10%の事務取扱手数料のみが組合の決算額には計上され、補助金の使途内容が組合の決算書に計上されず、補助金の使途が分からない仕組みとなっている。

したがって、補助金申請書に事業費及び経費の使用方法を添付させ、県の竣工検査時に補助金が適正に執行されているかについても検査できるよう見直しを検討されたい。

(2) 造林事業補助金申請事務取扱手数料の取扱いに不適切なものがあつた。

佐賀県造林事業実施要領第10事務

とは行政効率上困難

② 仮に施行地別の実行経費が把握されたとしても、その事業内容や事業費の額の妥当性の判定基準がなく、検査時の判断が極めて困難である。

③ 自家労働、自家養成苗による事業のように、金銭の実支出が伴わないものがある。

ことから実行経費による補助が困難な実態にある。

このため、個々の施行地との間に差が生ずる場合があるが、県全体として見れば、標準経費と実行経費が均衡するという観点から造林関係事業の特色に適応する合理的な方法として、国の要領により標準単価方式を採用するよう定められているところであり、県において申請の内容に応じて査定し、県が定めた標準単価により補助金の算定を実施しているところである。

また、農林事務所における検査により、現地検査は抽出1/10以上、書類検査(事業費の精算行為含む)は全件実施しており検査は適正に行われているところである。

また、補助金の受入については、林野庁の指導に従い、補助金等は預り金処理を行い、事務取扱手数料のみを計上するよう指導されているところである。

また、精算事業費の書類を添付させ、確認するよう求められているが、既に、検査の一環として検査員は、森林組合において精算額の確認を行っているため、提出は必要ないと考えている。

○ 監査終了後、直ちに提出するよう指導を行い、平成21年11月20日付けで提出され、その後、承認通知も行っている。

取扱手数料等では、手数料の料率を定めようとする場合は、手数料承認申請書を知事に提出しなければならないと規定されているが、組合合併後の承認手続きが確認できなかった。所管課においては、要領に基づく手続きを徹底されたい。

(3) 補助金交付要綱の内容で適正でないものがあつた。

佐賀県補助金等交付規則第4条第3項で「知事は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。」と規定されているので、標準的な期間を設定されたい。

- ・ 第1回目の交付申請提出日 平成20年5月29日
- ・ " 交付決定日 平成20年7月14日
- ・ " 補助金支払日 平成20年7月31日

○ 県補助金等交付規則第4条第3項に「通常要すべき期間を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。」となっているが、当規則の「施行についての解説」において、「国の交付決定が県の交付決定に影響を与えるもののうち国において標準的な処理期間が定められていないものを除き、交付要綱で定めること。」となっている。

このようなことから、当補助金の国の要綱等では、「標準的な処理期間」は定められていないため、定める必要がないと考えている。

監 査 対 象 機 関	佐賀市土地改良区ほか4団体
所 管 課	農 地 整 備 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 実績報告書の審査で不十分なものがあつた。 新農業水利システム保全対策事業における担い手への集積状況報告書で、完了年度の担い手等の所有面積(計画面積)に記載誤りがあつた。 担い手等の所有面積 (正) 501.30 h a (誤) 479.30 h a</p> <p>(2) 計画策定後の取り組みで、団体に指導を要するものがあつた。 平成20年度に農業水利システム保全計画を策定されているが、計画策定後の取り組みについて団体に尋ねても説明ができなかつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 指摘のあつた実績報告書中の該当箇所については、申請者に指摘を行い、修正させた。 今後、このようなことがないよう、審査事務に当たって十分に確認を行う。</p> <p>○ 保全計画は策定後も事業期間内に現地で適合性等見直しや補足を行うようになっており、このような趣旨を踏まえ、適切な指導を行っていく。</p>

計画策定後まで考えて事業に取り
組むよう団体を指導されたい。

監 査 対 象 機 関	佐賀市土地改良区ほか1団体
所 管 課	農 地 整 備 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 契約事務で、団体への指導を要するものがあった。 見積合せによる随意契約を行う場合は、見積提出期限などの条件を同じにして見積参加業者に通知する必要があるが、見積依頼文書が作成されておらず、条件などの確認ができない不透明な状態のまま契約事務が遂行され、業者が決定されているものがあった。 団体における規定等の整備が不十分なままこのような契約事務が行われており、契約事務が適正に処理されるよう団体を指導されたい。</p> <p>(2) 実績の確認方法について改善を要するものがあった。 事業実績報告書の「事業に要した経費」の欄については、電動バタフライ弁設置に係る業者への支払実績額 2,782,500 円を記載すべきであったにもかかわらず、県補助金額に合わせて 2,000,000 円と記載されていた。 現地で関係書類を検査するなど、実績の確認方法について見直されたい。</p> <p>(3) 実施結果の報告で適切でないものがあった。 国の土地改良区組織運営基盤強化対策実施要綱の規定に基づき、県は、土地改良区から実施結果の報告を受け、その成果を整理のうえで地方農</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 土地改良区の契約事務については、市町等に準じて行うよう指導している。 随意契約の理事会議決については、平成 22 年 4 月 5 日に全土地改良区にあてて文書により通知し、かつ平成 22 年 4 月 23 日の全土地改良区に対する説明会において指導したところである。 今後、適正な会計経理が行われるよう、土地改良区役職員研修会や土地改良区検査などの際に指導していく。</p> <p>○ 実績報告書中の該当箇所を修正させた。 今後は実績報告があった場合、現地に赴き関係書類を検査することにより、実績を確認する。</p> <p>○ 国の実施要領に基づき、平成 20 年度統合再編整備事業実績報告書を提出させた。 今後は要綱の規定に基づき、適切な処理を行う。</p>

政局長に提出する必要がある。しかしながら、所管課は、土地改良区からの報告を受けず、所管課で把握できるデータを基に自ら作成して、地方農政局長に提出していた。

監 査 対 象 機 関	佐賀の木・家・まちづくり協議会																								
所 管 課	建 築 住 宅 課																								
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 県への補助金実績報告額と当団体の決算額とが合致していなかった。</p> <p>補助金実績報告書の事業費総額が600万円(県補助金400万円、協議会負担金200万円)になるよう前例に従い数値合わせが行われていた。ありのままを報告するよう改められたい。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>県への補助金実績報告額</th> <th>当団体の決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀の家づくりの広報</td> <td>200,000</td> <td>220,000</td> </tr> <tr> <td>「家をつくるなら」事業</td> <td>1,550,000</td> <td>1,700,000</td> </tr> <tr> <td>「さがの木」PR活動</td> <td>1,250,000</td> <td>1,370,000</td> </tr> <tr> <td>木の家づくり・まちなみづくり事業</td> <td>1,100,000</td> <td>1,250,000</td> </tr> <tr> <td>地域のシンボルの施設を木造にする事業</td> <td>1,650,000</td> <td>1,800,000</td> </tr> <tr> <td>県下工業高等学校建築学科建築設計競技</td> <td>250,000</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,000,000</td> <td>6,640,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 事業内容が不明瞭であった。</p> <p>補助金交付申請書や補助金実績報告書の「事業の内容」には、「佐賀の家づくりの広報」、「家をつくるなら事業」等事項名しか記載されておらず、どんな事業が実施されたか全く</p>	事 項	県への補助金実績報告額	当団体の決算額	佐賀の家づくりの広報	200,000	220,000	「家をつくるなら」事業	1,550,000	1,700,000	「さがの木」PR活動	1,250,000	1,370,000	木の家づくり・まちなみづくり事業	1,100,000	1,250,000	地域のシンボルの施設を木造にする事業	1,650,000	1,800,000	県下工業高等学校建築学科建築設計競技	250,000	300,000	計	6,000,000	6,640,000	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成21年度の完了実績報告では、事業に要した費用の総額を報告させており、当団体の決算額と合致した額となっている。</p> <p>○ 事業内容の明示については下記のとおり措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の補助金実績報告書において、各事業内容がわかる詳細な資料を添付させ、事業内容の確認を行った。
事 項	県への補助金実績報告額	当団体の決算額																							
佐賀の家づくりの広報	200,000	220,000																							
「家をつくるなら」事業	1,550,000	1,700,000																							
「さがの木」PR活動	1,250,000	1,370,000																							
木の家づくり・まちなみづくり事業	1,100,000	1,250,000																							
地域のシンボルの施設を木造にする事業	1,650,000	1,800,000																							
県下工業高等学校建築学科建築設計競技	250,000	300,000																							
計	6,000,000	6,640,000																							

<p>わからなかった。当協議会の総会資料を見て初めてどんな事業が実施されたかわかる程度であった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度の補助金交付申請書については、当該年度の事業概要がわかる資料を添付させ、事業内容の確認を行っている。
--	--

監 査 対 象 機 関	有明佐賀空港活性化推進協議会
所 管 課	空 港 ・ 交 通 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 多額の繰越金が生じているので、負担金のあり方を検討されたい。</p> <p>協議会の支出額が県からの負担金及び委託金の合計額より下回っており、平成 20 年度に 10,447,045 円もの繰越金が生じていた。</p> <p>また、平成 20 年 6 月末以降ほぼ 3,000 万円以上が預金口座に滞留していた。</p> <p>県の負担金の減額、返還、支払い時期等、当協議会の負担金のあり方について検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 21 年度以降、県の負担金を減額するとともに計画的な執行に努めた結果、平成 21 年度から平成 22 年度への繰越金は 5,869,738 円へ削減した。</p> <p>なお、有明佐賀空港活性化推進協議会では、平成 22 年 10 月末に予定される羽田空港新滑走路の供用開始に伴う発着枠拡大を契機とした東京便のさらなる増便(5 便化)を目指しており、その実現には、発着枠の配分が行われる平成 24 年度の前年度(平成 23 年度)までに高い利用実績を示すことが極めて重要であるとの認識から、当面の間は現在の事業規模を維持した上で、引き続き利用促進に積極的に取り組んでいきたいと考えている。</p>

(公の施設の指定管理団体関係)

監 査 対 象 機 関	佐賀県障害者スポーツ協会（勤労身体障害者教養文化体育館）
所 管 課	障 害 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 財産の管理で適正でないものがあった。</p> <p>管理運営協定書第 6 条に定める財産台帳（建物）の写しの送付、備品台帳と現物の照合確認がなされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 財産台帳(建物)の写しの引継ぎを行った。また、備品の現品照合を行い、全て備品があることを確認した。今後、実地調査等の際に現品照合を行うこととする。</p>

監 査 対 象 機 関	特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク（佐賀県難病相談・支援センター）
-------------	--

所 管 課	健 康 増 進 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 事業報告の確認で不十分なものがあつた。</p> <p>仕様書では、自己評価を実施し、その結果を事業報告書にまとめ県に提出することとされている。しかしながら、自己評価は実施されておらず、所管課はそれを確認しないまま事業報告書を受領していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後は、自己評価について、事業報告書と同時に県に提出するよう指導する。</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀県ヨット連盟（佐賀県ヨットハーバー）
所 管 課	体 育 保 健 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 指定管理対象物件で整理を要するものがあつた。</p> <p>唐津市浄水センター内のヨットハーバー連絡道路（唐津市所有地）については、協定書、仕様書で指定管理対象物件とは位置付けられていないにもかかわらず、指定管理者に、清掃業務（除草剤の散布、側溝の砂の処理、花火大会等イベント後の清掃など）を行わせていた。</p> <p>当該道路は、本来、平成3年5月9日付けで締結された佐賀県教育委員会と唐津市との「浄水センター道路の借地に関する覚書」に基づき、佐賀県教育委員会が管理の責任を有するものである。</p> <p>所管課においては、覚書の内容を確認のうえ、指定管理対象物件とするのか、ヨット連盟と管理委託契約を別途結ぶのか整理されたい。</p> <p>(2) 財産台帳、備品台帳について適正でないものがあつた。</p> <p>協定書第6条では、管理対象物件を確定させるため、県教育委員会は</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 「唐津市浄水センター内用地（ヨットハーバー連絡道路）」については、管理対象物件とするため、平成22年4月1日付けで県ヨット連盟と「佐賀県ヨットハーバーの管理運営に関する協定書（平成21年3月31日付け締結）」の一部を変更する協定書を締結し、ヨット連盟による管理を行っている。</p> <p>○ 今後、「建物・工作物の財産台帳」及び取得年月日等を明記した「備品一覧」を作成のうえ、指定管理者に提示し、指定管理者による管理対象物件の管理</p>

財産台帳、備品台帳をヨット連盟に示すことが規定されているが、建物・工作物に関する財産台帳はヨット連盟に示されていなかった。

また、備品台帳については、備品一覧表という形でヨット連盟に示されてはいたが、例えばヨットの隻数は総数のみ記載され、1艇ごとの艇種類別、取得価格、取得年月日などの明細が確認できないものがあるなど、備品台帳として不十分なものであった。

(3) 使用料徴収事務に係る契約書が締結されていなかった。

協定書では、指定管理者が行う使用料徴収事務の詳細については、別途締結する契約書によることと規定されているが、所管課は、契約書締結の手続きを行っていなかった。

(4) 指定管理業務に係る事業の確認等で適正でないものがあった。

使用料の徴収事務や施設の維持・管理業務などの指定管理業務が規定どおりに実施されていなかったにもかかわらず事業の完了を承認していた。

指定管理業務の実施内容について所管課における確認等を徹底されたい。

(仕様書どおりに実施されていなかったものの例)

- ・使用料徴収事務（納期限後の徴収等）
- ・施設の維持・管理業務（定期清掃回数の減）

(5) 協定書と仕様書の内容で整理すべきものがあった。

協定書第16条では、管理運営業務に要する経費の収支決算は毎年度終

の徹底に努める。

○ 県ヨットハーバーについては、ヨット連盟が指定管理制度の導入後も継続して管理を行っていることから、契約書を別途締結するには至っていない。
今後、別途契約書を締結する。

○ 今後、適正な使用料徴収事務の指導及び指定管理業務の実施内容の確認の徹底に努める。

○ 収支決算書の提出期限については、平成21年度分から協定書及び仕様書の規定を整理済である。

了後 3 月以内に提出しなければなら
ないと規定されているが、仕様書で
は収支決算書は期末月の翌月末まで
に提出するとの規定になっている。
実際は協定書の規定に基づき、6 月に
提出されていたところであり、実態
に合った規定の整理をされたい。

(6) 補助金交付請求の収受で適正でな
いものがあった。

補助金交付請求書は、補助金の交
付が決定された通知日以降に収受し
なければならないにもかかわらず、
交付決定通知日の前に提出された補
助金交付請求書を受理していた。

補助金交付請求日

平成 20 年 4 月 3 日

補助金交付決定通知日

平成 20 年 4 月 14 日

○ 監査後、適正な補助金の交付事務処
理に努めている。